

(12) 環境の保全を目的とする法令、条例又は行政手続法第36条に規定する行政指導その他の措置により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1) 環境法令等による地域・区域等の指定状況

対象事業実施区域及び調査地域における環境の保全を目的とする法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況を表2-2.76に示す。

表2-2.76(1) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査地域
生活環境	大気汚染防止法	指定地域（硫黄酸化物の総量規制）	○	○
	騒音規制法	騒音について規制する地域	×	○
	振動規制法	振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域	×	○
	悪臭防止法	悪臭原因物の排出を規制する地域	○	○
	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	対策地域（窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域）	×	○
	水質汚濁防止法	指定地域（総量削減）	○	○
	瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県	○	○
	湖沼水質保全特別措置法	指定湖沼、指定地域	×	×
	土壤汚染対策法	要措置区域、形質変更時届出区域	×	×
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（地下に廃棄物がある土地）	×	○
	工業用水法	指定地域（地下水の採取規制）	×	×
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制を行う地域（地下水の採取規制）	×	×
	枚方市公害防止条例	地下水採取規制地域	×	○
京田辺市地下水保全要綱	地下水採取規制地域	○	○	
自然環境	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	文化遺産、自然遺産	×	×
	自然公園法	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域	○	○
	森林法	保安林	×	○
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域	×	×
	京田辺市緑化指導要綱	樹林保存地	×	×
枚方市緑化指導要綱	保存樹木、保存樹林	×	×	
土地利用	国土利用計画法	都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域	○	○
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域（特別緑地保全地区）	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域、緑化地域	×	×
	生産緑地法	生産緑地地区	×	○
	都市計画法	都市計画区域（風致地区）	×	×
	砂防法	砂防指定地	×	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	○	○	

表 2-2.76(2) 法令等に基づく主な地域・区域等の指定状況

区分	法令等	地域・区域等	指定の有無	
			対象事業実施区域	調査地域
文化財	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存地区	×	×
	文化財保護法	重要文化財、登録有形文化財、無形文化財、民族文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、伝統的建造物群保存地区	×	○
	京都府文化財保護条例 京都府登録文化財に関する規則 京都府暫定登録文化財に関する規則	京都府指定（登録・暫定登録）有形文化財、京都府指定（登録・暫定登録）有形民俗文化財、京都府指定（登録・暫定登録）史跡、京都府指定（登録・暫定登録）名勝、京都府指定（登録・暫定登録）天然記念物、文化財環境保全地区	×	×
	京田辺市文化財保護条例	指定文化財	×	×
	大阪府文化財保護条例	大阪府指定有形文化財、大阪府指定有形民俗文化財、大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物、登録文化財	×	×
	枚方市文化財保護条例	市指定文化財	×	×

① 生活環境

ア 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）

大気汚染防止法では、工場又は事業場が集合している地域で、同法で定める大気排出基準のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として指定ばい煙ごとに指定地域を定め、特定工場等に対する総量規制基準を定めることとされている。

調査地域は、特定工場等に対する硫黄酸化物の指定地域として指定されている。

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）

騒音規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定することとされている。

対象事業実施区域は、騒音について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

ウ 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）

振動規制法では、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の地域で振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定することとされている。

対象事業実施区域は、振動について規制する地域として指定されていないが、北側に指定された地域が存在する。

エ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）

悪臭防止法では、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定することとされている。

調査地域は、全て指定された地域内に存在する。

オ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法では、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものとして、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量を削減するため、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域を指定することとされている。

調査地域のうち京田辺市域は対策地域となっていないが、枚方市域は対策地域となっている。

ア 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）

水質汚濁防止法では、人口及び産業の集中等により、生活又は事業活動に伴い排出された水が大量に流入する広域の公共用水域であり、かつ、同法で定める排水基準のみによっては水質環境基準の確保が困難であると認められる水域について指定項目ごとに指定水域を定め、指定水域における指定項目に係る水質の汚濁の防止を図るため、指定水域の水質の汚濁に関係のある地域として指定地域を定めることとしている。

指定地域では、特定事業場で 1 日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>以上のものについて総量規制基準が定められている。

調査地域は、指定水域（瀬戸内海）の水質の汚濁に関係のある地域として指定された指定地域内に存在する。

キ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）

瀬戸内海環境保全特別措置法では、特別の措置を講じ、瀬戸内海の環境の保全を図ることとしており、瀬戸内海の環境の保全に関係がある府県を関係府県の区域と指定している。

関係府県の区域では、特定施設を設置しようとする場合、原則、許可を受けなければならない。

調査地域は、関係府県の区域として指定された区域内に存在する。

ク 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

土壌汚染対策法では、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域として指定することとされており、土地が特定有害物質によって汚染されているものの、当該汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれに該当しない場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（形質変更時要届出区域）として指定することとされている。

調査地域には、要措置区域、形質変更時要届出区域ともに存在していない。

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域について、指定区域として指定することとされている。

調査地域には、本法に基づく指定区域が 2 箇所、調査地域周辺には 2 箇所存在している。

指定区域の概要を表 2-2.77 に、廃棄物が地下にある指定区域の位置を図 2-2.31 に示す。

表 2-2.77 指定区域の概要

番号	市町村	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地
1	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	3	京田辺市田辺ボケ谷 58
2	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	31	京田辺市普賢寺中島 3-1 他 6
3	京田辺市	平成 20 年 5 月 2 日	32	京田辺市草内能戸 39-2 の一部 草内宮ヶ森 31-1 の一部、3-5 の一部
4	枚方市	平成 18 年 4 月 25 日	産 1	枚方市大字尊延寺 2987 番 1 の一部

注. 番号は、図 2-2.31 に対応している。

出典：山城広域振興局健康福祉部 山城北保健所 調べ

：「廃棄物が地下にある土地の指定について」（枚方市ホームページ）

コ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）

枚方市公害防止条例では、地盤沈下の防止のため地下水の採取規制として、枚方市全域を本条例の適用範囲とし、地下水の農業用、修景用若しくは非常用としての利用又は地下水の水質の保全のためにのみ使用するもの以外の揚水施設により地下水を採取する者に適用することとされている。

揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあつては、その断面積の合計）が 6 cm<sup>2</sup> を超えるものに、構造上の基準を定めている。なお、当該構造上の基準を適用する地域の区分が定められており、調査地域は、府道交野久御山線以東の地域に含まれる。なお、対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

サ 京田辺市地下水保全要綱（昭和 60 年京田辺市告示第 114 号）

京田辺市地下水保全要綱では、地下水の合理的な利用を図ることにより、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全の生活用水等を確保するため、京田辺市全域を本要綱の適用範囲とし、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上ある場合にあつては、その断面積の合計）が 19 cm<sup>2</sup> を超える用水施設を設置する者及び地下水採取者に適用することとされている。

対象事業実施区域は、京田辺市域に位置するため、本要綱の対象となる。

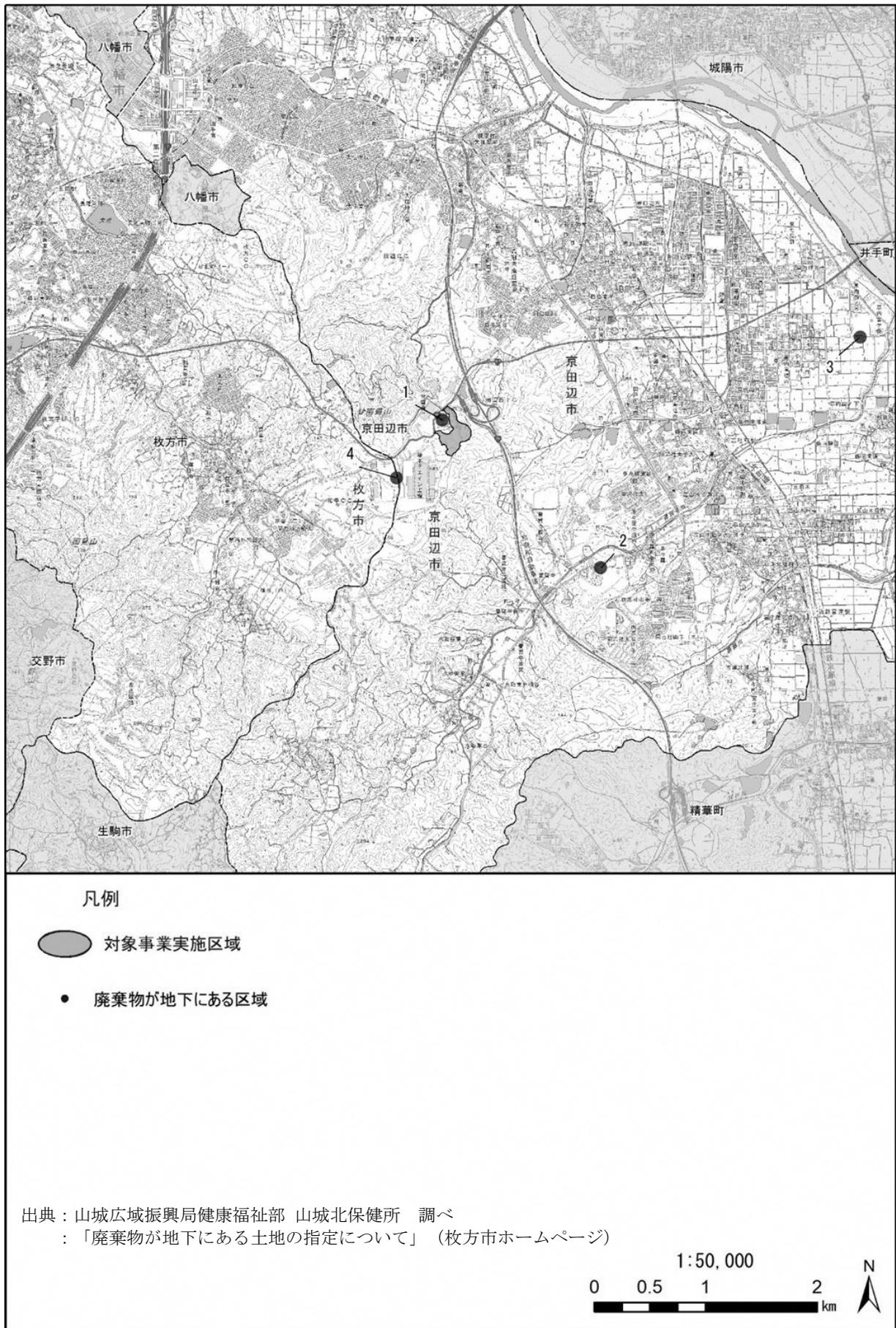


図 2-2.31 廃棄物が地下にある指定区域位置図

② 自然環境

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況等を勘案して、当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣保護区として指定することができることとされている。また、銃器又は特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができることとされている。

対象事業実施区域は、特定猟具使用禁止区域（銃）に指定されているほか、周辺には鳥獣保護区が指定されている。鳥獣保護区等指定状況を表 2-2.78に、鳥獣保護区等位置を図 2-2.32に示す。

表 2-2.78 鳥獣保護区等指定状況

区分	名称	所在地	面積 (ha)	期間
鳥獣保護区	甘南備山	京田辺市	600	H24. 11. 1～H34. 1. 31
	枚方	枚方市	1,080	H20. 11. 1～H30. 10. 31
特定猟具使用 禁止区域（銃）	京田辺	京田辺市、八幡市	3,720	H25. 11. 1～H30. 10. 31
	枚方	枚方市	5,110	H20. 11. 1～H30. 10. 31

注. 所在地は、出典に記載されているものであり、調査地域外の地名も含む。

出典：「鳥獣保護地区」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「大阪府における鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域（銃）位置図」（平成 28 年、大阪府）

イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

森林法では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防備、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定することができることとされている。

対象事業実施区域には、保安林の指定はないが、周辺には保安林に指定された地域が存在する。保安林位置を図 2-2.33に示す。

ウ 京田辺市緑化推進指導要綱（昭和 56 年京田辺市告示第 88 号）

京田辺市緑化推進指導要綱では、緑のある豊かな自然環境を守り、秩序ある計画的なまちづくりを進めるため、美観風致上、健全な集団の樹木について保存する必要があると認めるときは樹木保存地として指定することができることとされており、次の基準によることとされている。

- ・その土地が都市計画法による市街化調整区域内であること。ただし、市街化区域内であっても風致地区等に指定されることが予想される区域又は、これに類する区域及び保安林区域は、これに含めることができる。
- ・集団の樹木を有する土地の実測面積が500㎡以上であること。ただし、500㎡以下であっても、由緒ある集団の樹木は、これに含めることができる。
- ・集団の樹木の高さの平均が10m以上であること。
- ・集団の樹木の平均樹齢が推定50年以上であること。
- ・その他市長が、特に樹木保存地に指定することが適当と認めた集団の樹木であること。

なお、現在、京田辺市内では、樹木保存地は指定されていない。

エ 枚方市緑化指導要綱（昭和 48 年枚方市要綱第 81 号）

枚方市緑化指導要綱では、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定することができるとしている。

- ・ 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上であること。
- ・ 高さが15m以上であるもの。
- ・ 株立ちした樹木で高さが3m以上であるもの。
- ・ 推定100年以上生育し、由緒あるもの。

また、同要綱では、次のいずれかに該当する健全で、その集団の樹容が美観上、特に優れている樹林を保存樹林として指定できるとしている。

- ・ その集団に存する土地の面積が、500m<sup>2</sup>以上であるもの。
- ・ 500m<sup>2</sup>以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

調査地域には保存樹木・保存樹林は存在しない。調査地域周辺の保存樹木・保存樹林を表 2-2.79に、保存樹木等位置を図 2-2.34に示す。

表 2-2.79 保存樹木・保存樹林

番号	市町村	名称	住所	管理	面積	指定年月日
1	枚方市	イチョウ	穂谷 (長伝寺)	民間	—	昭和 50 年 7 月 14 日
2	枚方市	コジイ・アカラシ・ コナラ・アカマツ・ ヒノキ他	長尾宮前 (長尾菅原神社境内)	—	3,556 m <sup>2</sup>	昭和 50 年 10 月 1 日

注. 番号は、図 2-2.34 に対応している。

出典：「平成 28 年版 ひらかたの環境（枚方の環境）」（平成 28 年、枚方市）

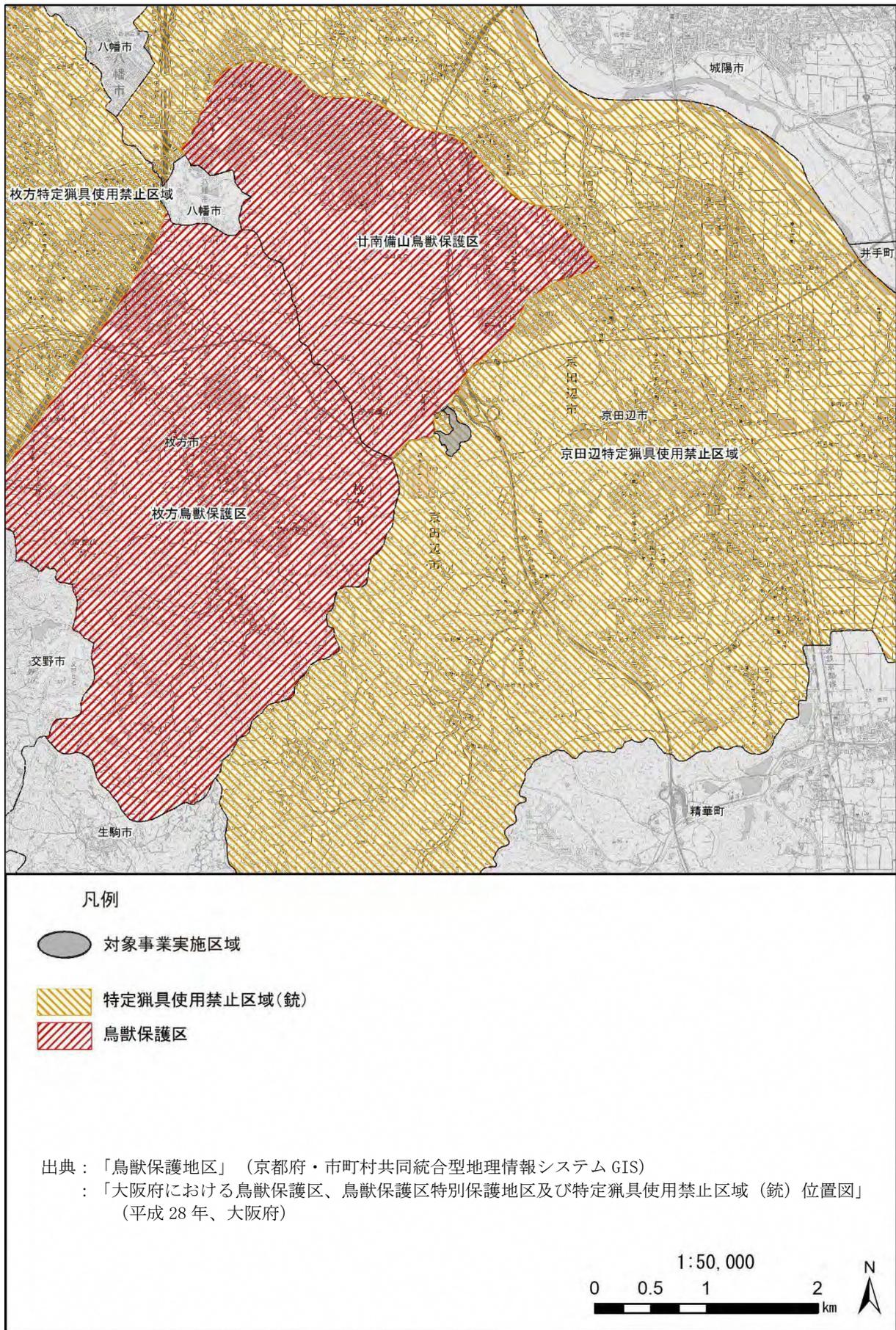
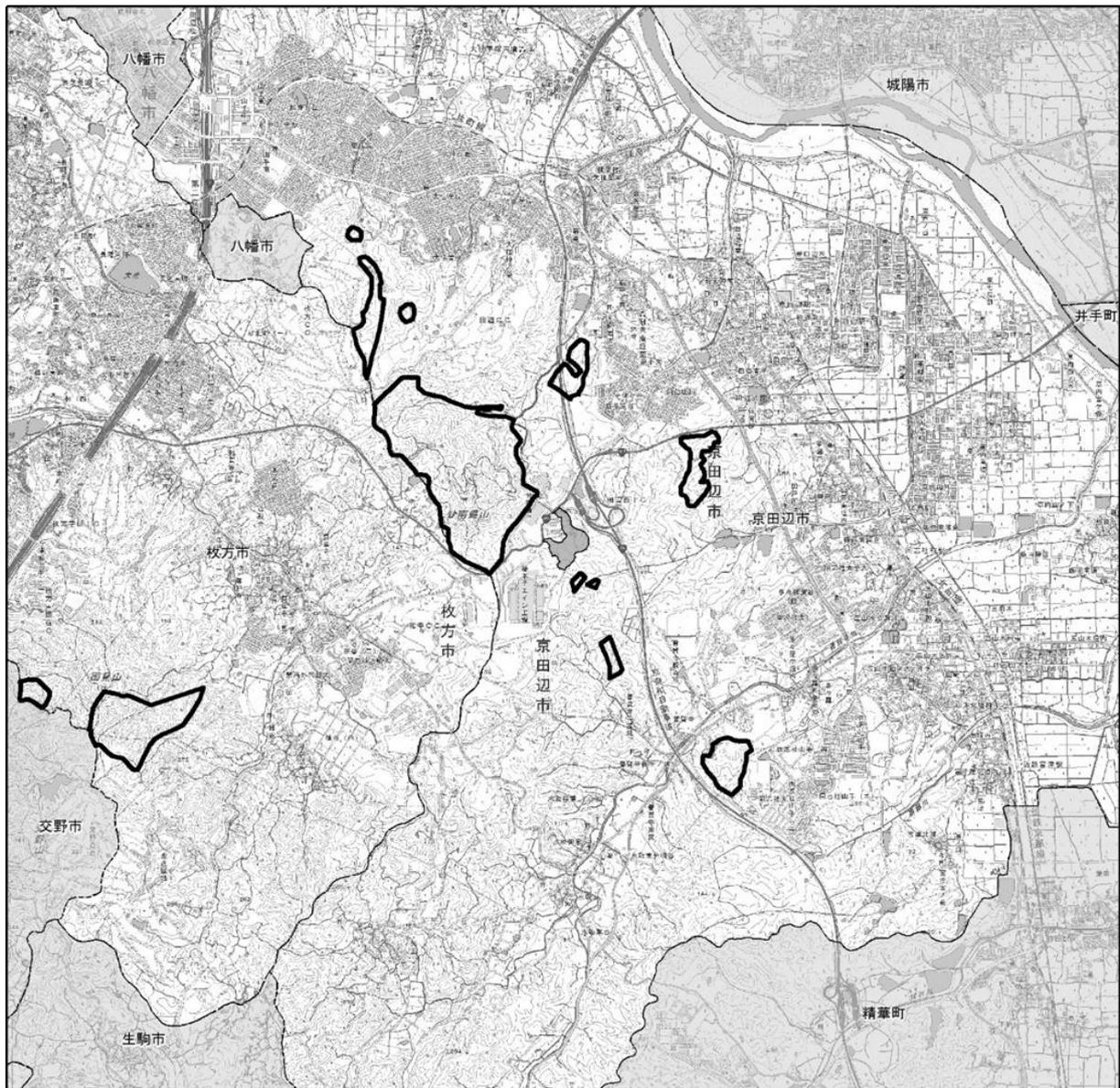


図 2-2.32 鳥獣保護区等位置図



凡例

 対象事業実施区域

 保安林

出典：「土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）」（国土交通省ホームページ）

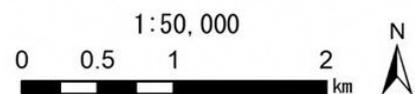


図 2-2.33 保安林位置図

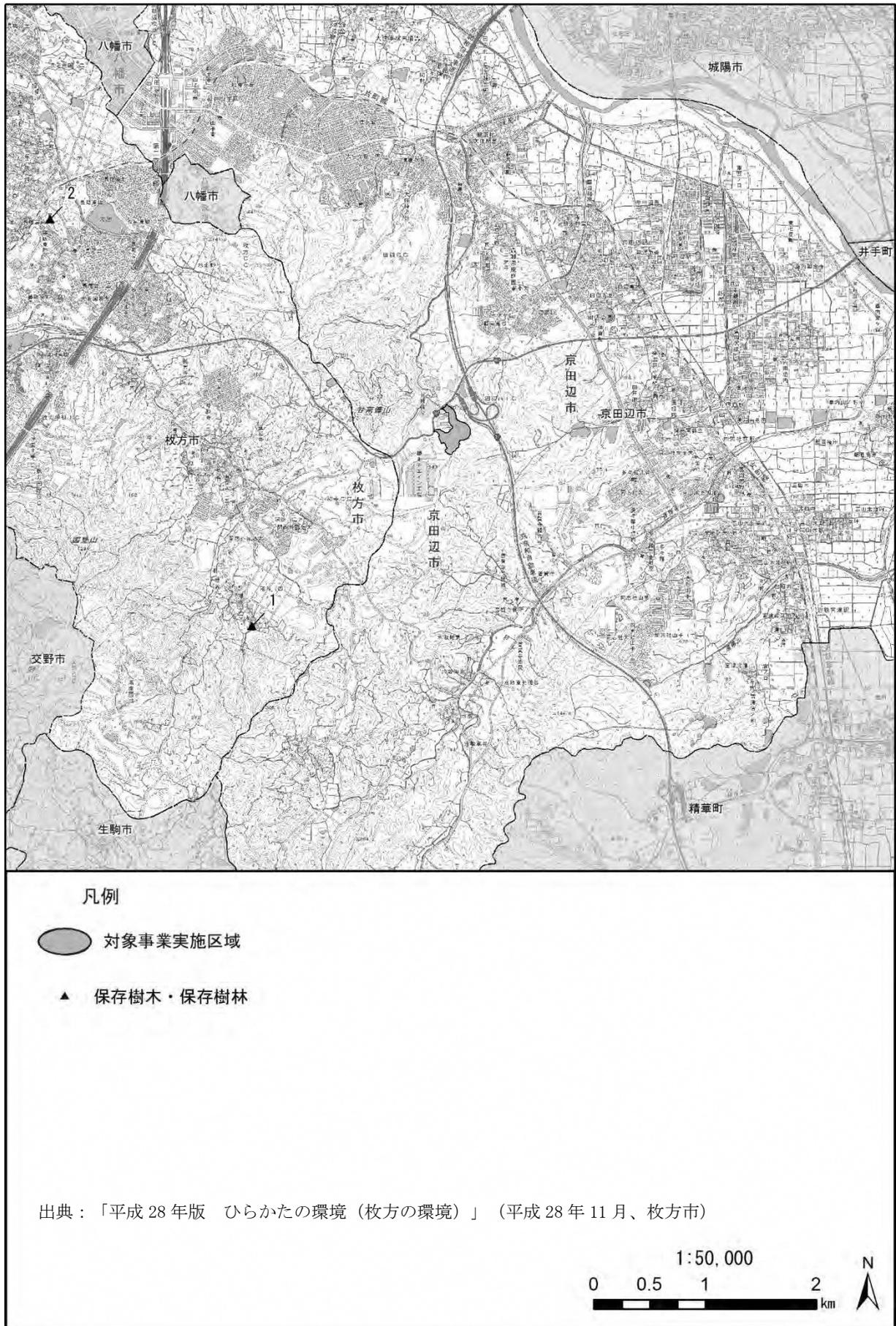


図 2-2.34 保存樹木等位置図

### ③ 土地利用

#### ア 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

国土利用計画法では、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るために、土地利用基本計画として、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域を定めることとされている。

対象事業実施区域は、都市地域（市街化調整区域）及び森林地域（地域森林計画対象民有林）に指定されており、周辺には、都市地域（市街化区域）、農業地域及び森林地域（地域森林計画対象民有林、保安林）が指定されている。調査地域周辺の土地利用計画図を図 2-2. 35に示す。

#### イ 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）

生産緑地法では、市街化区域内にある農地等で、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの等の区域を生産緑地地区として定めることができるとされている。

調査地域周辺には、生産緑地が存在するが、対象事業実施区域には生産緑地地区の指定はない。調査地域周辺の生産緑地位置を図 2-2. 36に示す。

#### ウ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）

砂防法では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を砂防指定地として指定することができることとされている。調査地域の枚方市域一帯、京田辺市域の一部に砂防指定地が存在するが、対象事業実施区域に砂防指定地はない。調査地域周辺の砂防指定地位置を図 2-2. 37に示す。

#### エ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）

地すべり等防止法では、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができることとされている。

調査地域周辺には、京田辺市の天王黒岩地区、枚方市の尊延寺地域、杉地域で地すべり防止区域が指定されているが、調査地域に地すべり防止区域はない。調査地域周辺の地すべり防止区域位置を図 2-2. 38に示す。

#### オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条第 1 項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができることとされている。

調査地域周辺では、京田辺市の天王地区等で急傾斜地崩壊危険区域が指定されているが、調査地域に急傾斜地崩壊危険区域はない。調査地域周辺の急傾斜地崩壊危険区域位置を図 2-2. 39に示す。

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。とされている。

対象事業実施区域の一部が土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。指定状況を表 2-2.80に示し、調査地域周辺の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置を図 2-2.40に示す。

表 2-2.80 土砂災害警戒区域等指定状況

区域の名称	自然現象の種類	指定年月日	指定区域の種類
田辺 2（新こ 1005-2）	土石流	平成 28 年 3 月 29 日	土砂災害警戒区域
田辺 3（新こ 1005）	土石流	平成 28 年 3 月 29 日	土砂災害警戒区域

出典：「土砂災害警戒区域等指定箇所情報」（京都府ホームページ）

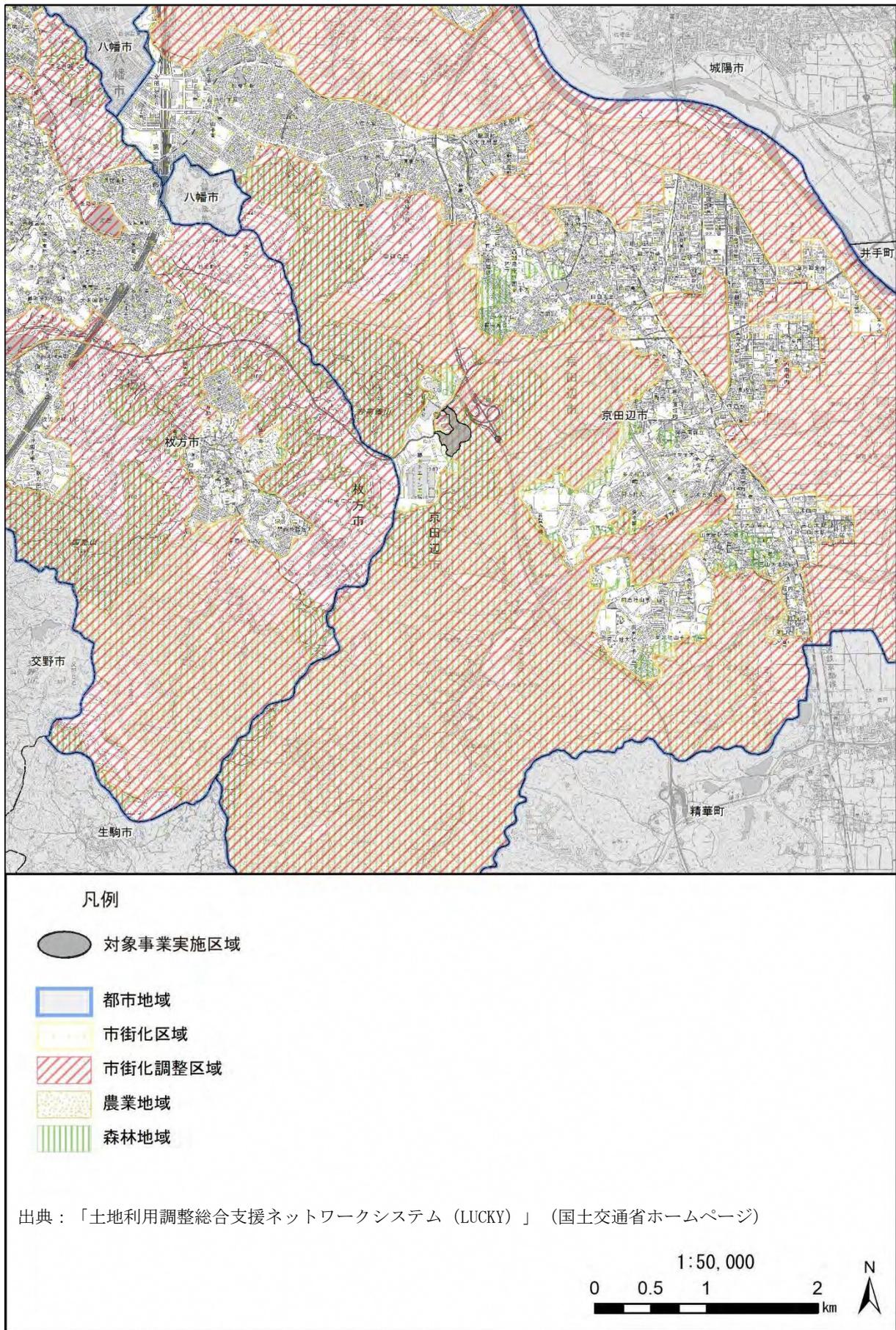


図 2-2.35 土地利用計画図



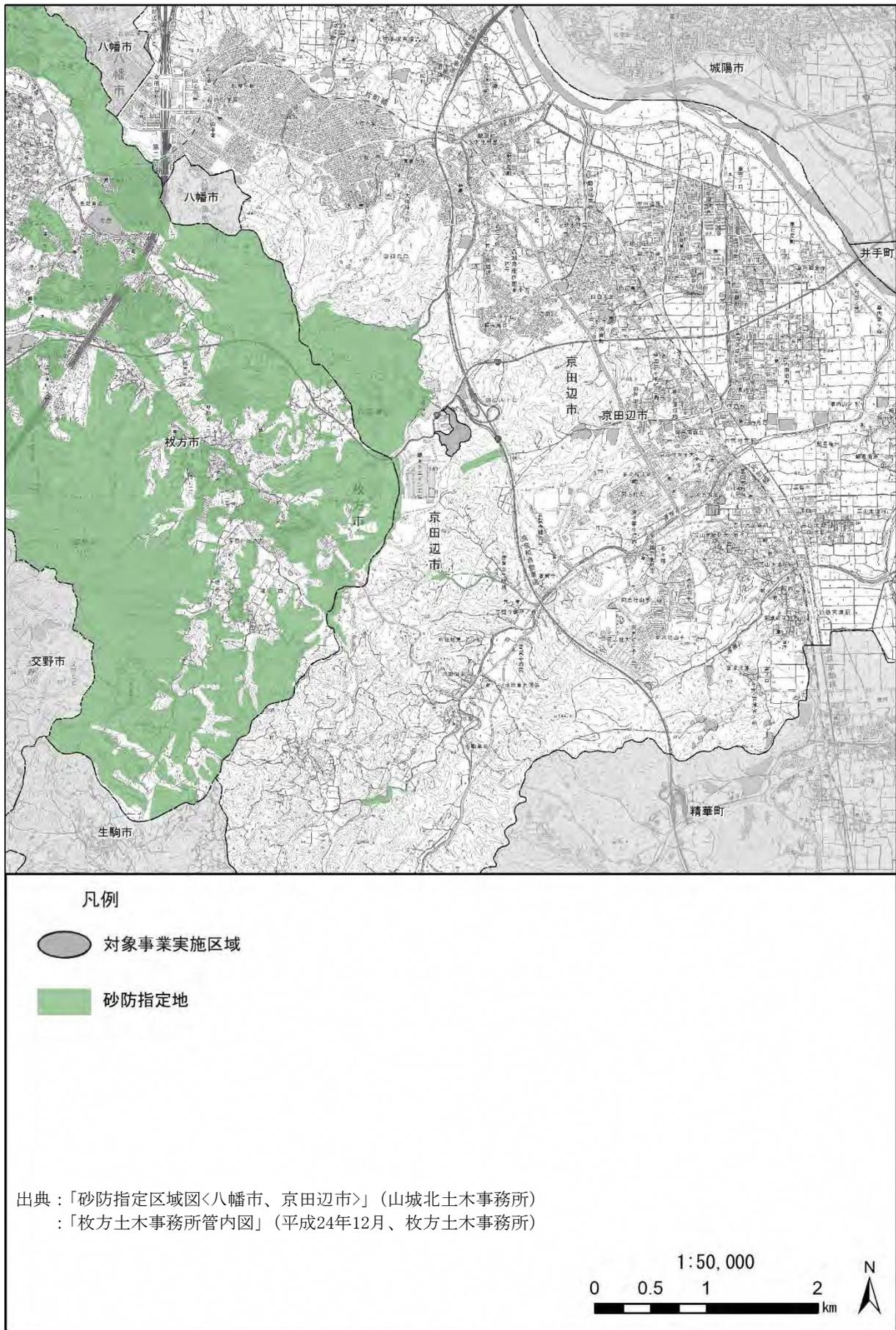


図 2-2.37 砂防指定地位置図



図 2-2.38 地すべり防止区域位置図





2) 公害の防止に係る規制の状況

法令等に基づく主な規制基準等の適用状況を表 2-2.81に示す。

表 2-2.81 法令等に基づく主な規制基準等の適用状況

区分	法令等	規制基準等	適用の有無	
			対象事業 実施区域	調査地域
大気汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、大気排出基準	○	○
		廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理等	○	○
	大気汚染防止法	排出基準(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、水銀)、総量規制基準(硫黄酸化物)	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	総量規制基準(ばいじん)、排出基準(敷地境界線、排出口)	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排出基準	×	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	構造・維持管理基準	○	○	
騒音	環境基本法	環境基準	×	○
	騒音規制法	規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×	○
		要請限度	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×	○
大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準(特定工場等)	×	○	
振動	振動規制法	規制基準(特定工場等、特定建設作業)	×	○
		要請限度	○	○
	京都府環境を守り育てる条例	規制基準(特定工場等)	×	○
大阪府生活環境の保全等に関する条例	規制基準(特定工場等)	×	○	
悪臭	悪臭防止法	規制基準(敷地境界線、排出口、排水)	○	○
水質汚濁	環境基本法	環境基準(健康項目、生活環境項目)	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準、排水基準(ダイオキシン類)	○	○
	水質汚濁防止法	排水基準(一律基準、総量規制)	○	○
		地下浸透基準	○	○
	水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例	排水基準(上乘せ基準)	○	○
	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	排水基準(上乘せ基準)	×	○
	京都府環境を守り育てる条例	排水基準(横出し基準)	○	○
		地下浸透基準	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	排水基準(横出し基準)	×	○
	枚方市公害防止条例	排水基準、地下浸透基準	×	○
下水道法	排除基準	○	○	
京田辺市公共下水道条例	排除基準	○	○	
枚方市下水道条例	排除基準	×	○	
土壌汚染	環境基本法	環境基準	○	○
	ダイオキシン類対策特別措置法	環境基準	○	○
	土壌汚染対策法	区域指定に係る基準(特定有害物質)	○	○
	大阪府生活環境の保全等に関する条例	区域指定に係る基準(管理有害物質)	×	○
その他	京都府建築基準法施行条例	日影規制	×	○
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	化学物質の環境への排出量・移動量の届出	○	○

① 大気汚染

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質について定められている。大気汚染に係る環境基準を表 2-2.82に示す。

表 2-2.82 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	出典
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	大気汚染に係る環境基準について (昭和48年環境庁告示第25号)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下であること。	
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	二酸化窒素に係る環境基準について (昭和53年環境庁告示第38号)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成9年環境庁告示第4号）
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準（平成13年環境省告示第30号）
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。	微小粒子状物質に係る環境基準（平成21年環境省告示第33号）

- 注1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子が10μm以下のものをいう。
- 注2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 注3. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 注4. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.06ppmを超える地域にあつては、1時間値の1日平均値0.06ppmを達成されるように務めるものとし、その達成期間は原則として7年間とする。また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないように務めるものとする。
- 注5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

また、ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）を定めることとされている。ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準を表 2-2.83に示す。

表 2-2.83 ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

注1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注2. 基準値は年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（平成11年環境庁告示第68号）

イ 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく総量規制及び大気排出基準等

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場に設置される政令で定める施設（ばい煙発生施設）を対象に、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質の排出規制が定められているが、工場又は事業場が集合している地域であって、現行の規制方式によっては環境基準の確保が困難である地域にあつては、一定規模以上のばい煙発生施設を設置する工場又は事業場において総量規制基準が定められており、京田辺市は硫黄酸化物の指定地域に指定されている。

また、京都府環境を守り育てる条例においては、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大して、規制の強化が図られており、本事業に関しては、有害物質の排出基準（敷地境界線上及び排出口）が適用される。

大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、規制の強化が図られており、廃棄物焼却炉に係る指定有害物質について排出基準が定められている。

なお、対象事業実施区域は、大阪府域ではないため本条例は適用されない。

硫黄酸化物、ばいじん、有害物質等の排出の規制基準を表 2-2.84～表 2-2.91 に示す。

表 2-2.84 硫黄酸化物の規制基準

	許容限度
排出基準	$q = K \times 10^{-3} He^2$ q：硫黄酸化物の量（m <sup>3</sup> N/時） K：地域ごとに定められた値（2.34※） ※京田辺市では、新規の施設に対し、特別排出基準が適用される。 He：補正された排出口の高さ（m）
総量規制基準	$Q = 3.2 \times W^{0.85} + 0.5 \times 3.2 \{ (W + Wi)^{0.85} - W^{0.85} \}$ Q：許容排出量（m <sup>3</sup> N/時） W：昭和53年1月1日前に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） Wi：昭和53年1月1日以降に設置されたばい煙発生施設の定格能力合計量（重油換算 kL/時） ※総量規制基準は、重油に換算したものが0.3kL/時以上の場合に適用する。

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通産省令第1号）

：大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準（昭和52年京都府告示第610号）

表 2-2.85 ばいじんの排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (g/Nm <sup>3</sup> )
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	4,000 以上	0.04
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m <sup>3</sup> 中のばいじんの量とする。 2 ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とする。 $C = \frac{21 - 0_n}{21 - 0_s} \cdot C_s$ C : ばいじんの量 (g) 0 <sub>n</sub> : 施設ごとに定められた値 (廃棄物焼却炉 12) 0 <sub>s</sub> : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が 20% を超える場合にあっては 20% とする) C <sub>s</sub> : 日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定されたばいじんの量 (g)			

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.86 ばいじんの総量規制基準

<p> <math>T = (u_1v_1 + u_2v_2 + \dots + u_nv_n + x_1y_1 + x_2y_2 + \dots + x_ny_n) \times z</math>                      この式において T、u、v、x、y 及び z は、それぞれ次の値を表すものとする。                      T 排出が許容されるばいじんの量 (単位 グラム毎時)                      u 排出ガス中のばいじん濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの大気汚染防止法施行規則 (昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号) 別表第 2 (以下この表において「施行規則別表第 2」という。) 第 2 欄に掲げる施設の種別及び施行規則別表第 2 第 3 欄に掲げる規模ごとに定められた施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム)。ただし、施行規則別表第 2 の備考の 1 で 0<sub>n</sub> の値が定まっている施設については、次の算式により算出した標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 (単位 1 立方メートル当たりグラム)  <math display="block">u = \frac{21 - 0_s}{21 - 0_n} \cdot u_0</math>                      0<sub>n</sub> 施行規則別表第 2 の備考の 1 に掲げる 0<sub>n</sub> の値                      0<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が 20 体積パーセントを超える場合にあっては、20 体積パーセントとする。)(単位 百分率)                      u<sub>0</sub> 排出ガス中のばいじんの濃度 (標準状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりの施行規則別表第 2 第 4 欄に掲げるばいじんの量をいう。)(単位 1 立方メートル当たりグラム)                      v 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設ごとの排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時)                      x 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設ごとの標準状態に換算した排出ガス中のばいじんの濃度 1 立方メートルにつき 0.5 グラム                      y 施行規則別表第 2 第 2 欄に掲げる施設以外のばい煙施設の排出口から大気中に排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量 (単位 立方メートル毎時)                      z 次の表に掲げる特定工場に設置されている全てのばい煙施設の排出口から排出される標準状態に換算した 1 時間当たりの排出ガスの量の和の値ごとに定める数値                 </p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)</th> <th>z</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000 未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>40,000 以上 200,000 未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>200,000 以上 500,000 未満</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>500,000 以上</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>	排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z	40,000 未満	0.9	40,000 以上 200,000 未満	0.8	200,000 以上 500,000 未満	0.7	500,000 以上	0.6
排出ガスの量の和 (単位 立方メートル毎時)	z									
40,000 未満	0.9									
40,000 以上 200,000 未満	0.8									
200,000 以上 500,000 未満	0.7									
500,000 以上	0.6									
備考 1 この表に掲げる規制基準は、別表第 1 の 1 の項に掲げる特定工場に適用する。 2 ばいじんの量は、日本工業規格 Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとする。 3 ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん (1 時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。) は、含まれないものとする。 4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1 工程の平均の量とする。										

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2.87 有害物質（塩化水素）の排出基準

施設	規模	許容限度 (mg)
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	700

備考：  
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup> 中の塩化水素の量とする。  
 塩化水素の量は、次式により算出された塩化水素の量とする。  

$$C = \frac{9}{21 - 0s} \cdot Cs$$
 C : 塩化水素の量 (mg)  
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 Cs : 日本工業規格 K0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の量 (mg)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.88 有害物質（窒素酸化物）の排出基準

施設	規模	排出ガス量 (万 m <sup>3</sup> /時)	許容限度 (ppm)	
廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）	火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力が 200kg/時以上	すべて	450	
廃棄物焼却炉のうち窒素化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（連続炉に限る。）		4 未満	700	
上記外の廃棄物焼却炉		連続炉	すべて	250
		連続炉以外	4 以上	250

備考：  
 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup> 中の窒素酸化物の量とする。  
 2 窒素酸化物の量は、次式により算出された窒素酸化物の量とする。  

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$
 C : 窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)  
 0n : 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）  
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする)  
 Cs : 日本工業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の量 (cm<sup>3</sup>)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

水銀による地球規模の汚染の拡がりを受け、人為的な排出の削減・根絶に向け、世界的な取り組みとして「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に採択され、当該条約は 50 か国が締結してから 90 日後の平成 29 年 8 月 16 日効力が発効した。

一方、国内での水銀対策として、水銀排出者に対し、排出基準の遵守、水銀濃度の測定等を義務付ける大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 41 号）が成立・公布され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

水銀に係る排出基準を表 2-2.89 に示す。

表 2-2.89 水銀の排出基準

施設	規模	排出基準 (μg/Nm <sup>3</sup> )	
		新規施設	既存施設
廃棄物焼却炉	火格子面積が 2 m <sup>2</sup> 以上あるいは焼却能力 200kg/時以上	30	50

備考：  
 1 既存施設とは、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）において、現に設置されている施設（既に工事が着手されているものを含む。）をいう。  
 2 この表に掲げる排出基準は、標準状態に換算された排出ガス 1 m<sup>3</sup> 中の水銀の量とする。  

$$C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$$
 C : 水銀の量 (μg/Nm<sup>3</sup>)  
 0n : 施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12）  
 0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%)  
 (当該濃度が 20% を超える場合にあつては 20% とする)  
 Cs : 排出ガス中の実測水銀濃度 (0°C、101.32kPa) (μg/Nm<sup>3</sup>)

出典：大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通産省令第 1 号）

表 2-2.90 有害物質の排出基準（京都府環境を守り育てる条例）

項目	敷地境界線上基準	排出口基準
亜鉛及びその化合物	亜鉛として 0.2mg	亜鉛として 20mg
アクリルアルデヒド	0.003cm <sup>3</sup>	0.3cm <sup>3</sup>
アクリロニトリル	0.07cm <sup>3</sup>	7cm <sup>3</sup>
アンチモン及びその化合物	アンチモンとして 0.003mg	アンチモンとして 0.3mg
アンモニア	1cm <sup>3</sup>	100cm <sup>3</sup>
塩化水素	0.2cm <sup>3</sup>	-（適用除外）
塩化ビニル	0.1cm <sup>3</sup>	10cm <sup>3</sup>
塩素	0.03cm <sup>3</sup>	3cm <sup>3</sup>
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.002mg	カドミウムとして 0.2mg
キシレン	3cm <sup>3</sup>	300cm <sup>3</sup>
クロム及びその化合物	クロムとして 0.002mg	クロムとして 0.2mg
クロロホルム	0.3cm <sup>3</sup>	30cm <sup>3</sup>
シアン化水素及びシアン化合物	シアン化物イオンとして 0.2mg	シアン化物イオンとして 20mg
ジクロロメタン	2cm <sup>3</sup>	200cm <sup>3</sup>
臭素及びその化合物	0.003cm <sup>3</sup>	0.3cm <sup>3</sup>
水銀及びその化合物	水銀として 0.002mg	水銀として 0.2mg
すず及びその化合物	すずとして 0.07mg	すずとして 7mg
窒素酸化物（燃焼により生成するものを除く。）	1cm <sup>3</sup>	100cm <sup>3</sup>
テトラクロロエチレン	2cm <sup>3</sup>	200cm <sup>3</sup>
銅及びその化合物	銅として 0.003mg	銅として 0.3mg
トリクロロエチレン	2cm <sup>3</sup>	200cm <sup>3</sup>
トルエン	2cm <sup>3</sup>	200cm <sup>3</sup>
鉛及びその化合物	鉛として 0.003mg	鉛として 0.3mg
ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 0.03mg	ニッケルとして 3mg
二硫化炭素	0.3cm <sup>3</sup>	30cm <sup>3</sup>
砒素及びその化合物	砒素として 0.02mg	砒素として 2mg
フェノール	0.2cm <sup>3</sup>	20cm <sup>3</sup>
弗素、弗化水素及び弗化珪素	弗化物イオンとして 0.05mg	弗化物イオンとして 5mg
ベンゼン	0.3cm <sup>3</sup>	30cm <sup>3</sup>
ホスゲン	0.003cm <sup>3</sup>	0.3cm <sup>3</sup>
ホルムアルデヒド	0.02cm <sup>3</sup>	2cm <sup>3</sup>
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.01mg	マンガンとして 1mg
メタノール	7cm <sup>3</sup>	700cm <sup>3</sup>
メチルエチルケトン	3cm <sup>3</sup>	300cm <sup>3</sup>
硫化水素	0.3cm <sup>3</sup>	30cm <sup>3</sup>
硫酸	0.03mg	3mg
備考：	<p>1 この表に掲げる規制基準は、敷地境界線上基準にあっては標準状態に換算した大気 1m<sup>3</sup>中の有害物質の量、排出口基準にあっては標準状態に換算した排出ガス 1m<sup>3</sup>中の有害物質の量とする。</p> <p>2 敷地境界線上の測定場所は、原則として、特定工場等の敷地境界線上で、地上 1.5m の高さとする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。</p>	

出典：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成 8 年京都府規則第 5 号）

表 2-2.91 有害物質の排出基準（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

物質	規制基準
クロロエチレン ベンゼン	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
ニッケル化合物 ヒ素及びその化合物 六価クロム化合物	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
エチレンオキシド	<p>大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。</p> <p>1 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>2 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。</p> <p>3 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。</p>
上記に掲げる以外の物質	<p>温度が0℃で圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1m<sup>3</sup>につき、次の式により算出した有害物質等の種類ごとの量とする。</p> $C = \frac{(K \cdot S)}{Q}$ <p>C：有害物質等の種類ごとの量 (mg/m<sup>3</sup>N) S：付表1に掲げる場合ごとに定めた算式により算出される値 K：付表2に掲げる有害物質等ごとに定める値 Q：乾き排出ガス量 (m<sup>3</sup>N/分)</p>

付表1

場合	Sの算式	
Ho < 6	b <sup>2</sup>	
Ho ≥ 6 かつ 4.7 (Ho-6) ≤ b < 4.7Ho	(Ho-6) <sup>2</sup> + b <sup>2</sup>	
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7Ho	(Ho-6) <sup>2</sup> + 22.1Ho <sup>2</sup>	
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7 (Ho-6) であって、排出口の中心から 4.7 (Ho-6) の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面がふ角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物（倉庫等は除く。以下「建築物」という。）がある場合	Ho > h	(Ho-h) <sup>2</sup> + d <sup>2</sup>
	Ho ≤ h	d <sup>2</sup>
上記以外の場合	23.1 (Ho-6) <sup>2</sup>	
備考 Ho：排出口の実高さ (m) b：排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離 (m) h：排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ (m) d：排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離 (m)		

付表2

物質	Kの値	物質	Kの値	物質	Kの値
アニシジン	1.87	クロロニトロベンゼン	0.34	ベリリウム及びその化合物	0.0034
アンチモン及びその化合物	0.204	臭素	0.728	ホスゲン	0.751
N-エチルアニリン	3.68	水銀及びその化合物	0.034	ホルムアルデヒド	0.456
塩化水素 <sup>注)</sup>	5.54	銅及びその化合物	0.34	マンガン及びその化合物	0.136
塩素	3.23	鉛及びその化合物	0.068	N-メチルアニリン	3.26
カドミウム及びその化合物	0.017	バナジウム及びその化合物	0.034		

注) 塩化水素は、廃棄物焼却炉について適用されない。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）

ウ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）による大気排出基準等  
 ダイオキシン類については、表 2-2.92のとおり、大気排出基準が定められている。

表 2-2.92 ダイオキシン類の大気排出基準

施設	規模	焼却能力 (kg/時)	許容限度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
廃棄物焼却炉	火床面積が 0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が 50kg/時以上	4,000 以上	0.1
備考： 1 この表に掲げる許容限度は、標準状態に換算した排出ガスによるものとする。 2 ダイオキシン類の量は、次式により算出されたダイオキシン類の量とする。 $C = \frac{21 - 0n}{21 - 0s} \cdot Cs$ C：ダイオキシン類の量 (ng-TEQ) 0n：施設ごとに定められた値（廃棄物焼却炉 12） 0s：排出ガス中の酸素濃度（%） （当該濃度が 20%を超える場合にあっては 20%とする） Cs：高分解能ガスクロマトグラフ質量分析法により測定されたダイオキシン類の量 (ng-TEQ)			

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

また、廃棄物焼却炉である特定施設から排出される当該特定施設の集じん機によって集められたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分（再生することを含む。）を行う場合には、当該ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量が環境省令で定める基準以内となるように処理しなければならないとされている。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準を表 2-2.93に示す。

表 2-2.93 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

項目	基準値
廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理	3ng-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による構造基準等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物焼却施設の構造及び維持管理に係る基準が定められている。

廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要を表 2-2. 94に示す。

表 2-2. 94(1) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
一	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること
三	ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
四	ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること
五	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
六	ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること
七 イ	外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること
ロ	次の要件を備えた燃焼室が設けられていること (1) 燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること (3) 外気と遮断されたものであること (4) 燃焼ガスの温度を速やかに(1)に掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置設けられていること (5) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること
ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ニ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない
ホ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度（ニのただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
ヘ	焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること
ト	焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
チ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない
リ	次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること (2) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること (ロ) 溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること (イ) 焼成炉中の温度が 1000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること (ロ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること (ハ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること

基準  
第 4 条

表 2-2. 94(2) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準	
基準 第4条	ヌ	固形燃料（廃棄物を原材料として成形された燃料をいう。以下同じ。）を受け入れる場合にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講じた受入設備が設けられていること
	ル	固形燃料を保管する場合にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （2）常時換気することができる構造であること （3）散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられていること
	ヲ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（カに掲げる場合を除く。）にあつては、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （2）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、固形燃料を速やかに取り出すことができる構造であること又は不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
	ワ	固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いずに保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること （2）保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること
	カ	固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超えるときは、ルの規定にかかわらず、次の要件を備えた保管設備が設けられていること （1）固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置が講じられていること （2）固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置が講じられていること （3）固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視するための装置が設けられていること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない （4）保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること （5）異常な温度の上昇その他の異常な事態が生じた場合に、不活性ガスを封入するための装置その他の発火を防止する設備が設けられていること
十五	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること	
維持管理基準 第4条の5	一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
	二	イ ピット・クレーン方式によってごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること ロ 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと
	ハ	燃料室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと
	ニ	焼却灰の熱しやく減量が10%以下になるように焼却すること
	ホ	運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること
	ヘ	運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち燃焼し尽くすこと
	ト	燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること
	リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること
	ヌ	排ガス処理設備・冷却設備に体積したばいじんを除去すること
ル	排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下になるように燃焼すること	
ヲ	排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定・記録すること	
ワ	排ガス中のダイオキシン類濃度が一定濃度以下となるように燃焼すること	
カ	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること	

表 2-2. 94(3) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
維持管理基準 第4条の5	ヨ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	タ 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること
	レ ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること
	ソ ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと
	ツ ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること
	ネ ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること
	ナ 固形燃料の受入設備にあつては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること
	ラ 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料に含まれる水分が10wt%以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること (2) 固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること
	ム 搬入しようとする固形燃料の性状がラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと
	ウ 固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあつては、上記の規定の例による
	キ 搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ(1)又は(2)の基準に適合しない場合にあつては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること
	ノ 保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること
	オ 固形燃料を保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を常時換気すること (3) 保管期間がおおむね7日間を超える場合にあつては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること
	ク 固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、次のとおりとする (1) 複数の容器を用いて保管する場合にあつては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること (2) 容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること (3) (2)の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなっていることを確認すること
ヤ 固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合(ケに掲げる場合を除く。)にあつては、次のとおりとする (1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること (2) (1)の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること	
マ 第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オ(3)の規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 保管設備内を定期的に清掃すること (2) 保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること (3) 固形燃料の表面温度を連続的に監視すること (4) 保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること (5) (3)及び(4)の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなっていることを確認すること	

表 2-2. 94(4) 廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の概要

区分	基準
維持管理基準 第4条の5	ケ 第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあつては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする (1) 固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること (2) 保管設備内を定期的に清掃すること (3) 固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講ずること (4) 固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあつては、この限りでない (5) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること (6) (5)の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること
	フ 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を備えること
	十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
	十一 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
	十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
	十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする
	十四 施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
	十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと
	十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第21条の2第1項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、3年間保存すること

出典：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

② 騒音

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

騒音に係る基準は、地域の類型ごと、時間の区分ごとに基準値が定められており、道路に面する地域とそれ以外の地域で異なる基準が適用されている。

騒音に係る環境基準を表 2-2.95に、騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定を表 2-2.96に、調査地域周辺における騒音の環境類型を図 2-2.41に示す。調査地域周辺には環境基本法に基づく地域の類型が指定された地域はあるが、対象事業実施区域はいずれの地域にも指定されていない。ただし、対象事業実施区域の一部は、幹線道路を担う道路に近接する区域の基準の適用を受ける。

表 2-2.95(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
AA	50 dB 以下	40 dB 以下
A 及び B	55 dB 以下	45 dB 以下
C	60 dB 以下	50 dB 以下

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

注 2. AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。

注 3. A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4. B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5. C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 2-2.95(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下

ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとされている。

表 2-2.95(3) 騒音に係る環境基準（幹線道路を担う道路に近接する区域）

基準値 (L <sub>Aeq</sub> )	
昼間	夜間
70dB 以下	65dB 以下
備考： 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45dB 以下、夜間にあつては 40dB 以下）によることができる。	

注 1. 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

注 2. 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、自動車専用道路及び 4 車線以上の市町村道等をいう。

注 3. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次のとおりとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15m まで

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20m まで

出典：騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

表 2-2.96 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

市	地域の類型	該当地域
京田辺市	A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
枚方市	A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音に係る環境基準の地域の類型指定（平成21年京田辺市告示第29号）

：騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域（平成24年枚方市告示第4号）

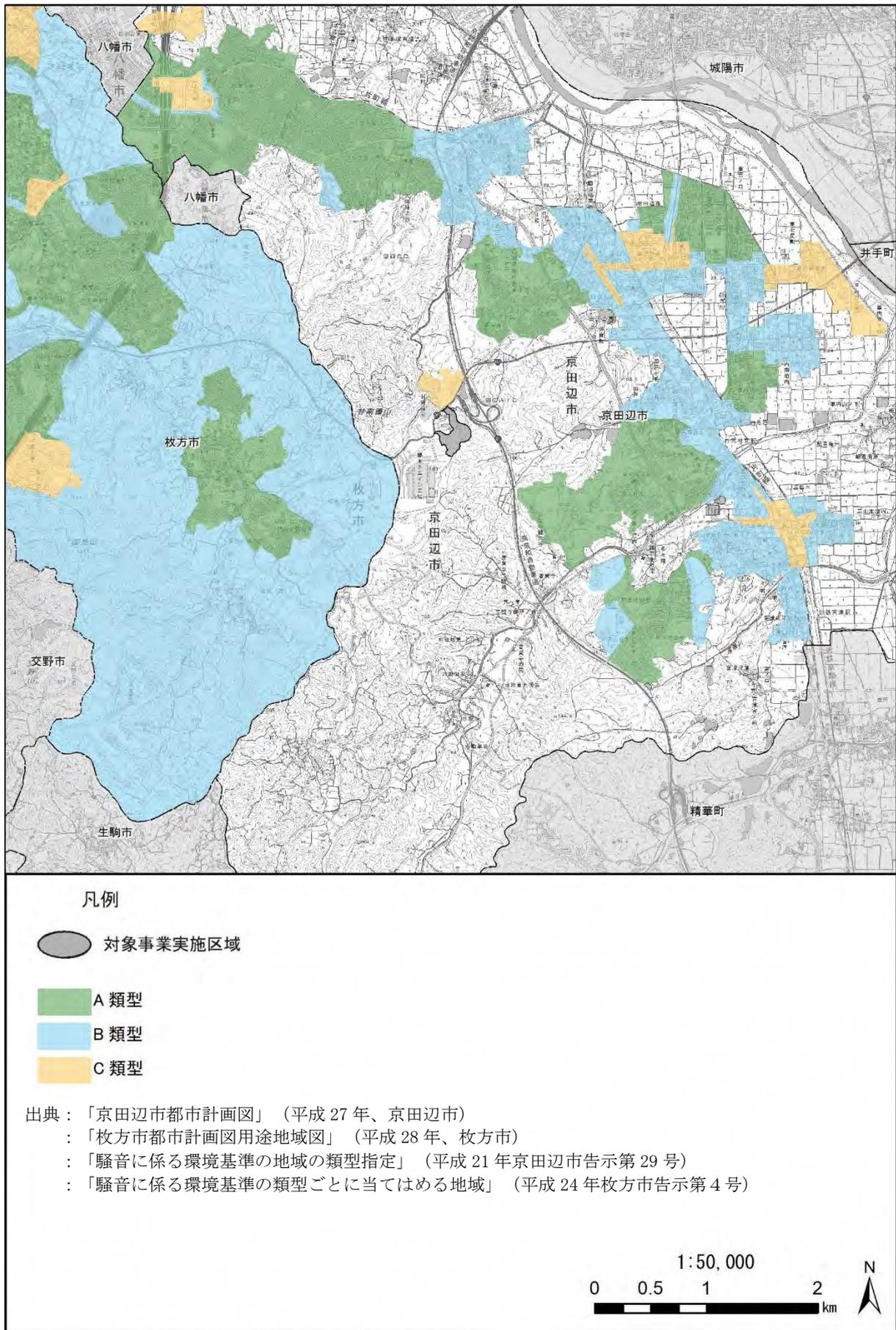


図 2-2.41 騒音の環境類型図

イ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）による規制

騒音規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)における騒音、同条第 3 項で定めている特定建設作業における騒音に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている騒音について規制する地域での規制基準が決められている。

また、騒音について規制する地域内の自動車騒音が一定のレベルを超えて周辺の生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2. 97に、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 2-2. 98に、騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度を表 2-2. 99に示す。特定工場等において発生する騒音について規制する地域を図 2-2. 42に、自動車騒音要請限度の区域の区分を図 2-2. 43に示す。

調査地域には騒音規制法に基づく騒音について規制する地域があるが、対象事業実施区域はいずれの区域にも指定されていない。

表 2-2. 97 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	市		昼間	朝・夕	夜間
	京田辺市	枚方市			
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	第 1 種低層住居専用地域、 第 2 種低層住居専用地域	京田辺市 45dB	京田辺市 40dB	京田辺市 40dB
			枚方市 50dB	枚方市 45dB	枚方市 40dB
第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域	第 1 種中高層住居専用地域、 第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居 地域、準住居地域、用途地域 の指定のない地域	京田辺市 50dB	京田辺市 45dB	京田辺市 40dB
			枚方市 55dB	枚方市 50dB	枚方市 45dB
第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域	京田辺市 65dB	京田辺市 55dB	京田辺市 50dB
			枚方市 65dB	枚方市 60dB	枚方市 55dB
第 4 種区域	工業地域	工業地域	京田辺市 70dB	京田辺市 60dB	京田辺市 55dB
			枚方市 65dB	枚方市 60dB	枚方市 55dB
	—	—	既設の学校、保育 所等の周囲 50m の 区域及び第 2 種区 域の境界線から 15m 以内の区域	枚方市 70dB	枚方市 65dB
—	—	その他の区域	枚方市 70dB	枚方市 65dB	枚方市 60dB

注 1. 時間区分は以下のとおりとする。

京田辺市…朝：6～8時、昼間：8～18時、夕：18～22時、夜間：22～翌日6時

枚方市…朝：6～8時、昼間：8～18時、夕：18～21時、夜間：21～翌日6時

注 2. dB とは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める音圧レベルの計量単位をいう。

注 3. 表に掲げる京田辺市の第 2 種、第 3 種又は第 4 種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50メートル区域内における基準は、上記の表に掲げる規制基準値から 5 dB を減じた値とする。

注 4. 規制基準とは、特定工場等の敷地境界線上における騒音の大きさをいう。

出典：指定された地域における規制基準（平成 21 年京田辺市告示第 31 号）

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準（平成 13 年枚方市告示第 106 号）

表 2-2.98 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制値・規制区域等区分	騒音の 大きさ	作業ができない時 間(夜間)		一日当たりの 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
特定建設作業の種類	85 dB	7時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
1. くい打機 <sup>注1)</sup> 、くい抜機又はくい打くい抜機 <sup>注2)</sup> を使用する作業 <sup>注3)</sup>								
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業 <sup>注10)</sup>								
4. 空気圧縮機 <sup>注4)</sup> を使用する作業								
5. コンクリートプラント <sup>注5)</sup> 又はアスファルトプラント <sup>注6)</sup> を使用する作業 <sup>注7)</sup>								
6. バックホウ <sup>注8)</sup> を使用する作業 <sup>注12)</sup>								
7. トラクターショベル <sup>注9)</sup> を使用する作業 <sup>注12)</sup>								
8. ブルドーザ <sup>注10)</sup> を使用する作業 <sup>注12)</sup>								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考：

1 第1号区域とは、騒音について規制する地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用区域、第1種中高層住居専用区域、第2種中高層住居専用地域、第1住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地及び準工業地域として定められた区域、並びにこれらの区域以外の区域であって、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、騒音について規制する地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。なお、枚方市については1号区域に用途地域の指定のない地域を含む。

2 該当作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。

注5. 混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。

注6. 混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。

注7. モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。

注8. 原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。

注9. 原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。

注10. 原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

注11. 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注12. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和45年政令第324号)別表第2の規定により環境大臣が指定するものを使用する作業を除く。

出典：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生省・建設省告示1号)

：特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定(平成21年京田辺市告示第32号)

：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域についての規制基準(平成13年枚方市告示第106号)

：特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準に基づく区域(平成13年枚方市公告第6号)

表 2-2.99 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
b 区域のうち 2 車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
幹線交通を担う道路に近接する区域	75 dB	70 dB

注 1. 時間の区分は、昼間(6～22 時)、夜間(22～翌日 6 時)とする。

注 2. a 区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 区域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域（枚方市は、用途地域の指定のない地域を含む。）

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）

：騒音規制法に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分を定めた告示（平成 21 年京田辺市告示第 33 号）

：騒音規制法に基づく自動車騒音の限度に係る区域の区分（平成 13 年枚方市公告第 7 号）

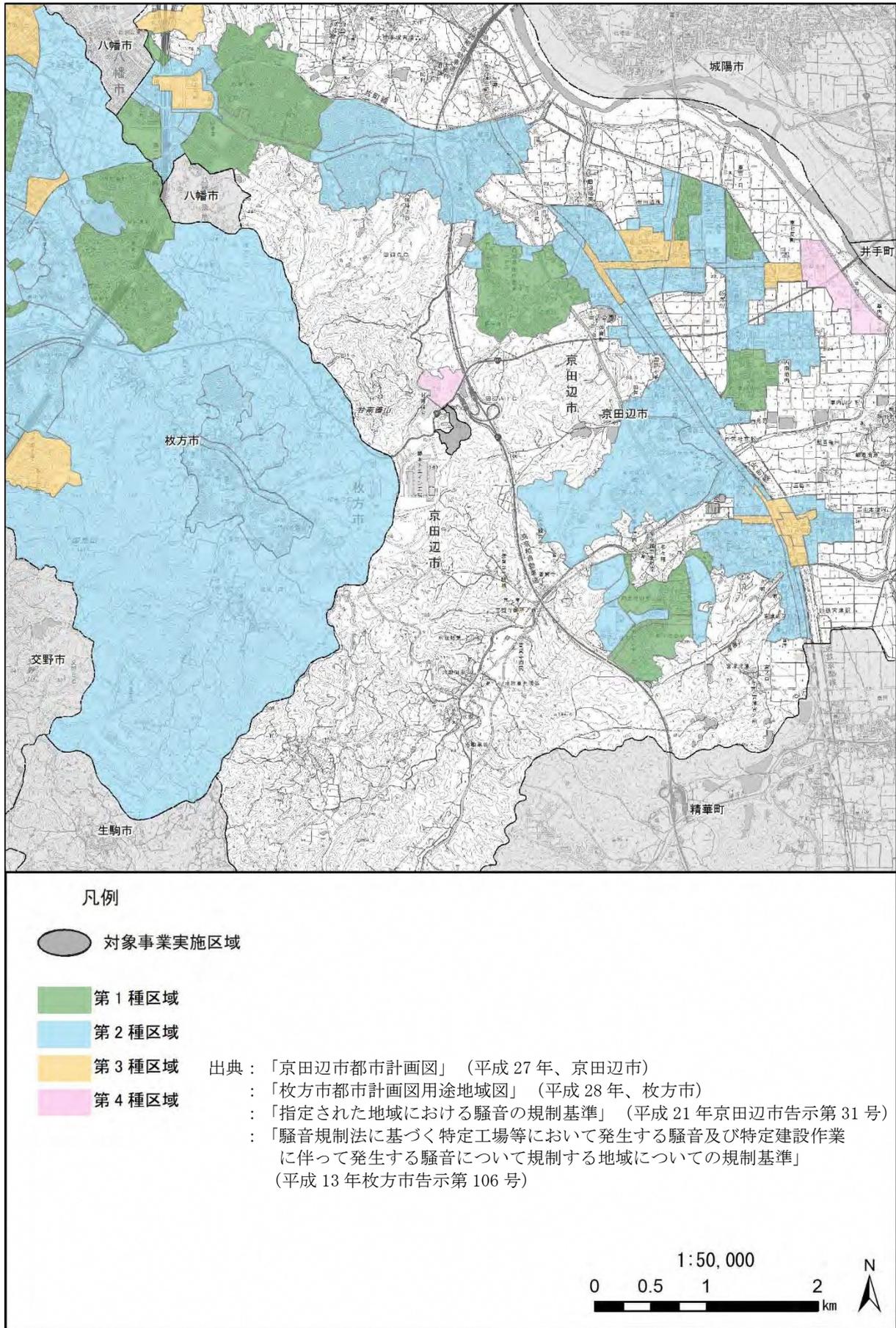


図 2-2.42 特定工場等において発生する騒音の規制地域図

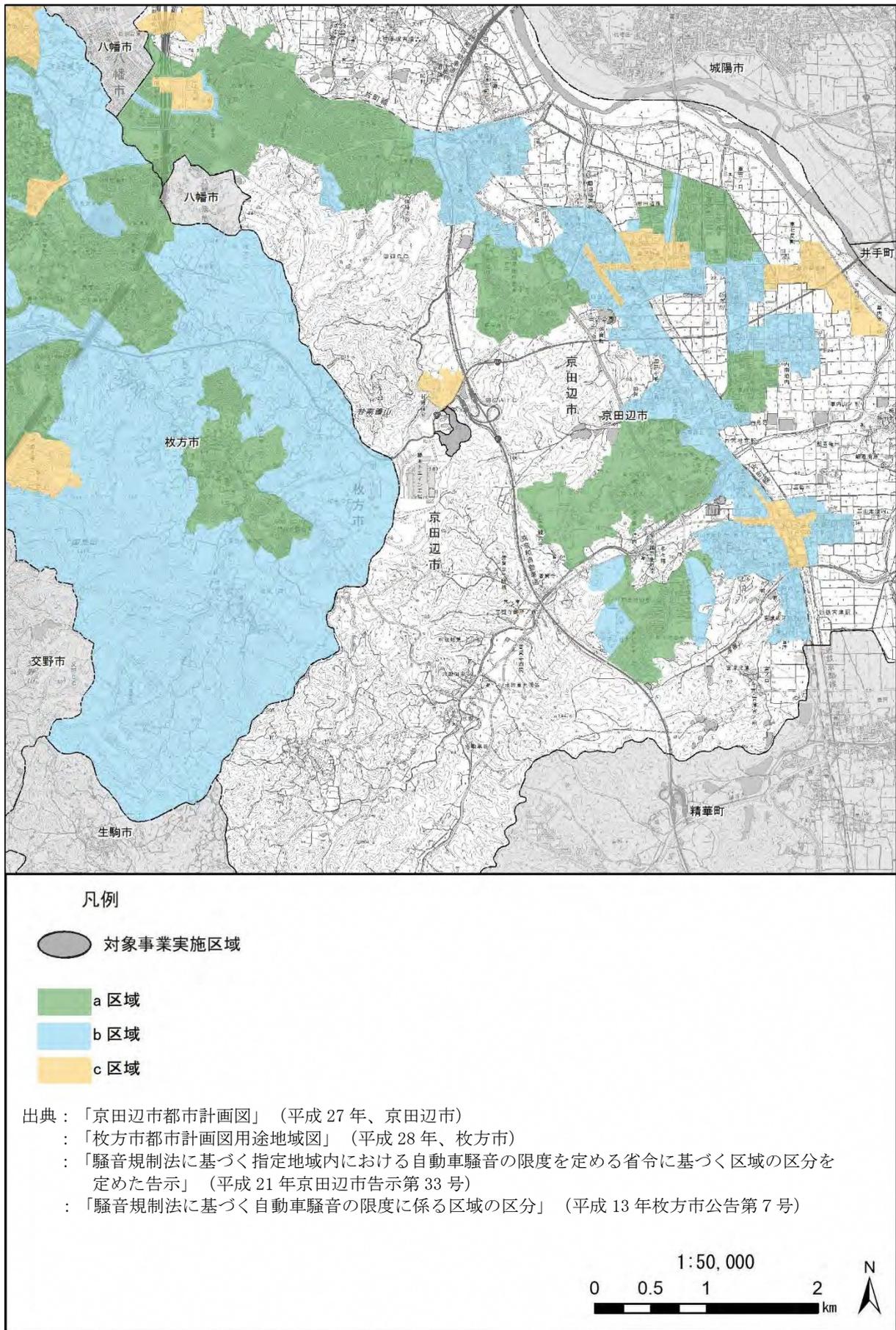


図 2-2.43 自動車騒音要請限度の区域の区分図

ウ 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2.97に示す特定工場等において発生する騒音の規制基準と同じ基準である。

エ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する騒音等の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため、本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する騒音の規制基準を表 2-2.100に、特定建設作業に係る特定建設作業の種類は表 2-2.101に示すとおりである。

表 2-2.100 工場又は事業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		朝・夕	昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域	45dB	50dB	40dB
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	45dB
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60dB	65dB	55dB
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部	60dB	65dB	55dB
	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域 その他の区域			

注1. 時間の区分は以下のとおりとする。

朝：6～8時、昼間：8～18時、夕：18～22時、夜間：22～翌日6時

注2. dBとは、計量法に定める音圧レベルの計量単位をいう。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）

表 2-2.101 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（注1） 4 空気圧縮機を使用する作業 5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 6 バックホウを使用する作業（注2） 7 トラクターショベルを使用する作業（注2） 8 ブルドーザーを使用する作業（注2）	法の届出	条例の届出
9 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10 コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	条例の届出	条例の届出

注 1. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

注 2. 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当する。）を使用する作業を除く。（この場合は9の条例での届出を行うことになる。）

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）

：騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）

### ③ 振動

#### ア 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）による規制

振動規制法では、第 2 条第 1 項で定めている特定施設を設置する工場又は事業場(特定工場等)における振動、同条第 3 項で定めている特定建設作業における振動に対して、都道府県知事又は一般市の長が定めている振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域(以下、この項において「振動の規制地域」という。)での規制基準が決められている。

また、振動の規制地域内の道路交通振動が一定のレベルを超えて周辺的生活環境を著しく損なっている場合に市町村長が公安委員会や道路管理者に対して、道路交通法に基づく交通規制等の要請や意見を述べることのできる要請限度も決められている。特定工場等において発生する振動の規制基準を表 2-2. 102に、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を表 2-2. 103に、振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を表 2-2. 104に示す。調査地域の特定工場等において発生する振動の規制地域を図 2-2. 44に、道路交通振動要請限度の区域の区分を図 2-2. 45に示す。

調査地域には振動の規制地域はあるが、対象事業実施区域はいずれの区域の区分にも指定されていない。

表 2-2.102 特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分	市		昼間	夜間
	京田辺市	枚方市		
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60 dB	55 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65 dB	60 dB
	—	工業地域 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65 dB	60 dB
	—	その他の区域	70 dB	65 dB

注1. 時間の区分は以下のとおりとする。

京田辺市…昼間：8～19時、夜間：19～翌日8時

枚方市…昼間：6～21時、夜間：21～翌日6時

注2. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

備考1. 測定場所は原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。

2. (京田辺市)：学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値(第1種区域にあつては昼間に限る。)

3. (枚方市)：「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームであつて、昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和52年12月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

出典：振動規制法に基づく地域の指定及び指定された地域における規制基準(平成21年京田辺市告示第34号)

：振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域についての規制基準(平成13年枚方市告示108号)

表 2-2.103 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

規制値・規制区域等区分 特定建設作業の種類	振動の 大きさ	作業ができない 時間(夜間)		一日当たりの 作業時間		同一場所における 作業時間		日曜日 休日における 作業
		第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	第1号 区域	第2号 区域	
1. くい打機 <sup>注1)</sup> , くい抜機又はくい打くい抜機 <sup>注2)</sup> を使用する作業 <sup>注3)</sup>	75 dB	19時 ～ 翌日 7時	22時 ～ 翌日 6時	10時間を 超えない こと	14時間を 超えない こと	連続して6日を 超えないこと	禁止	
2. 鋼球を使用して破壊する作業								
3. 舗装板破砕機を使用する作業 <sup>注4)</sup>								
4. プレーカー <sup>注5)</sup> を使用する作業 <sup>注4)</sup>								
備考	作業場の敷地境界における値。	原則として上の時間に作業を行ってはならない。	原則として1日において上の時間を超えて作業を行ってはならない。	原則として上の期間を超えて作業を行ってはならない。	原則として日曜・休日に作業を行ってはならない。			

備考：1号区域とは、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに上記地域以外で、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内をいい、第2号区域とは、第1号区域以外の区域をいう。枚方市については、1号区域に用途地域の指定のない地域も含まれる。

注1. もんけんを除く。

注2. 圧入式くい打くい抜機を除く。

注3. くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。

注4. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

注5. 手持式のものを除く。

注6. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の区域の指定（平成21年京田辺市告示第35号）

：振動規制法施行規則に基づく特定建設作業の規制区域の区分（平成13年枚方市公告第8号）

表 2-2.104 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分		昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日8時
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域 (枚方市は、用途地域の指定のない地域を含む)	65 dB	60 dB
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70 dB	65 dB

備考：1. 時間の区分は以下のとおりとする。

京田辺市…昼間：8～19時、夜間：19時～翌日8時

枚方市…昼間：6時～21時、夜間：21時～翌日6時

2. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

3. 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

4. 振動レベルは、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とする。

注. dBとは、計量法に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

出典：振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の区域の区分及び時間の区分（平成21年京田辺市告示第36号）

：振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分（平成13年枚方市公告第9号）

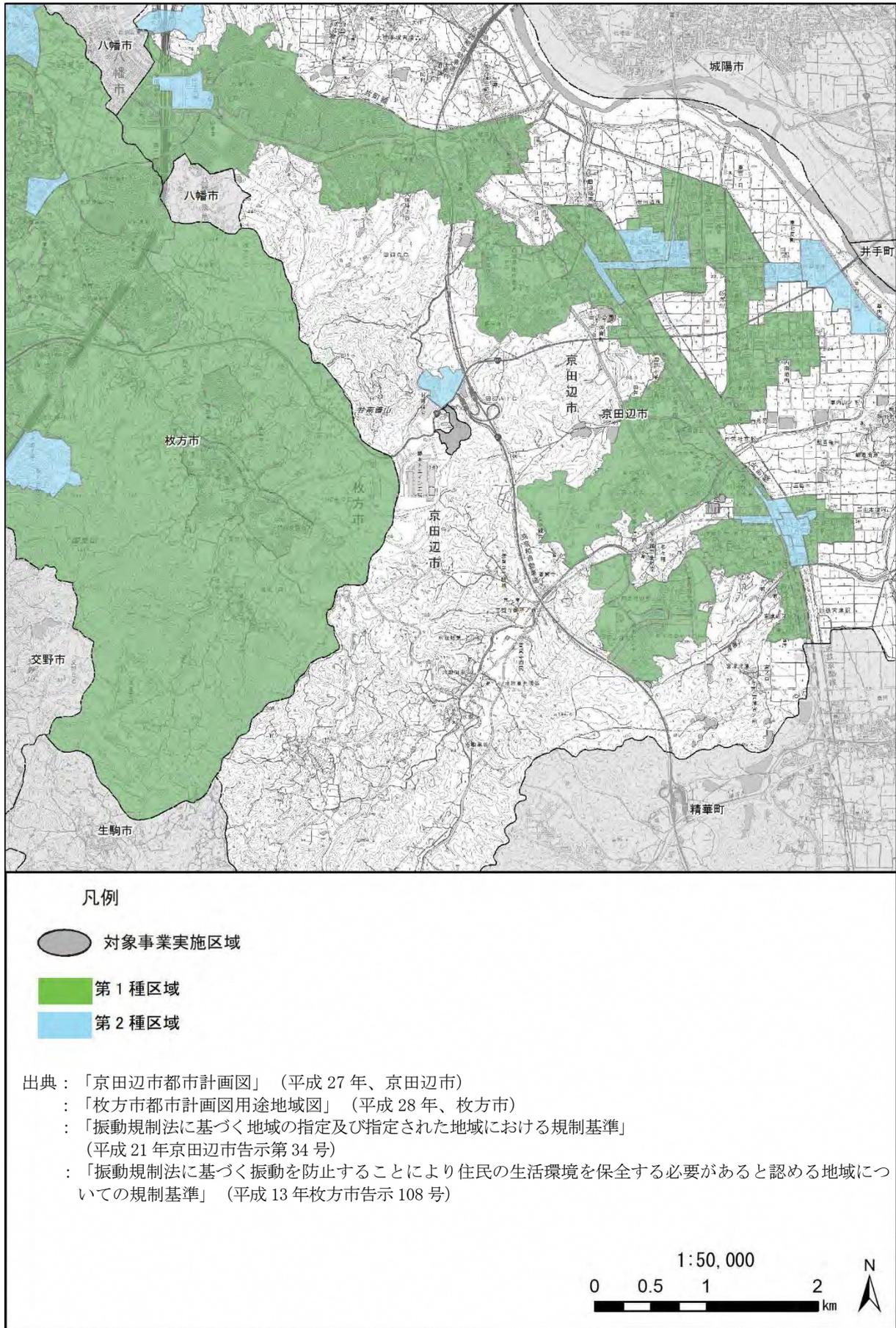


図 2-2.44 特定工場等において発生する振動の規制地域図

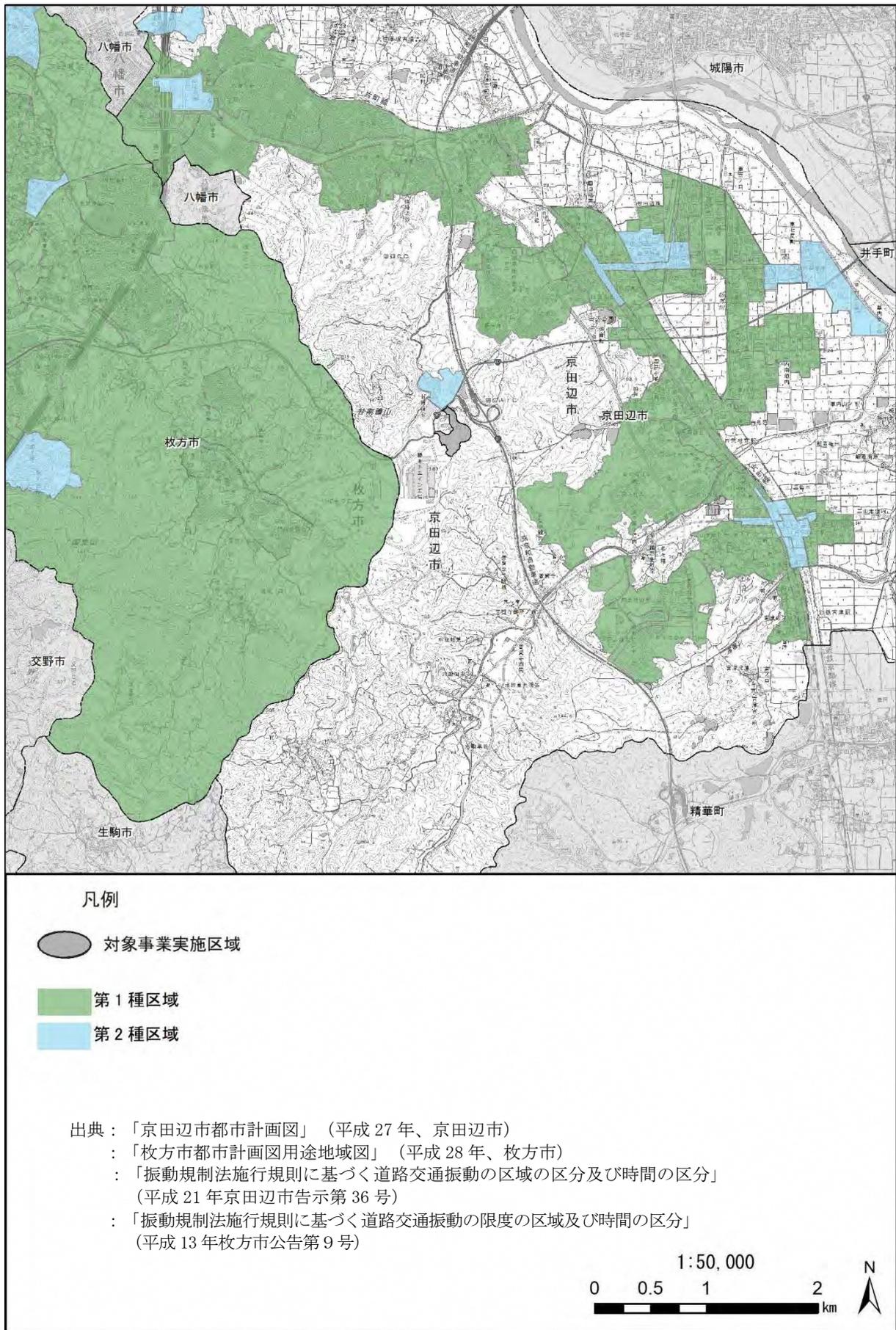


図 2-2.45 道路交通振動要請限度の区域の区分図

イ 京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）による規制

京都府環境を守り育てる条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準が定められている。当該規制基準は表 2-2.102に示す特定工場等において発生する振動の規制基準と同じ基準である。

ウ 大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）による規制

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等以外の工場又は事業場において発生する振動の規制基準並びに法で規制されない区域に存する工場又は事業場において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に係る特定建設作業の種類、区域の拡大が定められているが、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

工場又は事業場において発生する振動の規制基準を表 2-2.105に、特定建設作業の種類を表 2-2.106に示す。

表 2-2.105 工場又は事業場において発生する振動の規制基準

区域の区分		昼間 6時～21時	夜間 21時～翌6時	
第1種 区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	60dB	55dB	
第2種 区域 (I)	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65dB	60dB	
第2種 区域 (II)	工業地域、工業専用地域の一部	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	65dB	60dB
		その他の区域	70dB	65dB

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）

表 2-2.106 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類	届出	
	法の 規制地域	条例の追加 規制地域
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	法の届出	条例の届出
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3 舗装版破砕機を使用する作業 <sup>注</sup>		
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 <sup>注</sup>		
5 ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。）を使用する作業	条例の届出	条例の届出

注. 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

出典：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成6年大阪府規則第81号）

：振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）

④ 悪臭

ア 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制

悪臭防止法では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物による悪臭についての規制は、アンモニア、メチルメルカプタン等の特定悪臭物質の種類ごとに濃度による許容限度として定める規制又は多種多様な複合臭等に対応可能な人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による許容限度として定める規制を行うことされており、京田辺市及び枚方市では特定悪臭物質濃度による規制が行われている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は22物質が定められている。また、気体排出口においては、流量による規制基準（13物質）が定められている。その他に、排出水中の濃度に係る規制基準（4物質）がある。悪臭防止法に基づく規制基準を表 2-2.107に示す。

調査地域は全域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定されており、対象事業実施区域は京田辺市のA地域に指定されている。

表 2-2.107 悪臭防止法に基づく規制基準

[敷地境界線]（1号規制）

特定悪臭物質の種類	許容限度（ppm）		
	京田辺市 A 地域	京田辺市 B 地域	枚方市 全域
アンモニア	1	5	1
メチルメルカプタン	0.002	0.01	0.002
硫化水素	0.02	0.2	0.02
硫化メチル	0.01	0.2	0.01
二硫化メチル	0.009	0.1	0.009
トリメチルアミン	0.005	0.07	0.005
アセトアルデヒド	0.05	0.5	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.05	0.009
イソバレールアルデヒド	0.003	0.01	0.003
イソブタノール	0.9	20	0.9
酢酸エチル	3	20	3
メチルイソブチルケトン	1	6	1
トルエン	10	60	10
スチレン	0.4	2	0.4
キシレン	1	5	1
プロピオン酸	0.03	0.2	0.03
ノルマル酪酸	0.001	0.006	0.001
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	0.0009
イソ吉草酸	0.001	0.01	0.001
備考：			
1 A 地域とは、京田辺市の規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。			
2 B 地域とは、京田辺市の規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。			
3 枚方市の規制地域は市全域。			

[排出口] (2号規制)

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、敷地境界線の地表における許容限度を基礎として、次の式により算出して得た流量を許容限度とする。</p> $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>ここで、  <math>q</math> : 流量 (m<sup>3</sup>N/時)  <math>He</math> : 補正された排出口の高さ (m)  <math>Cm</math> : 特定悪臭物質の規制基準 (ppm)</p>	
規制対象となる特定悪臭物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

[排水] (3号規制)

<p>特定悪臭物質の種類ごとに、次の式により算出して得た排水中の濃度を許容限度とする。</p> $C_{lm}=k \times Cm$ <p>ここで、  <math>C_{lm}</math> : 排水中の濃度 (mg/L)  <math>k</math> : 係数で、下の表を参照 (mg/L)  <math>Cm</math> : 悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準として定められた値 (ppm)</p>		
規制対象となる特定悪臭物質	事業場から敷地外に排出される排水の量	kの値
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	16
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	3.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	5.6
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	1.2
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	32
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	6.9
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	63
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	14
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	2.9

出典：悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（平成21年京田辺市告示第37号）  
 : 悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び当該地域についての規制基準（平成13年枚方市告示第109号）

⑤ 水質汚濁

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

環境基本法に基づく環境基準は、公共用水域を対象として人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準が定められている。

調査地域周辺を流れる木津川はA類型及び生物B類型に、船橋川及び穂谷川はB類型及び生物B類型に指定されている。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2. 108～表 2-2. 110に示す。

また、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準も定められており、地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 2-2. 111に示す。

表 2-2. 108 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下

注 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注 2. 「検出されないこと。」とは、告示別表に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

注 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102（以下、「規格」という）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-2.109 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】

(利用目的の適応性に対する基準)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

注1. 基準値は、日間平均値とする。

注2. 各利用目的は以下を示す。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2-2.110 生活環境の保全に関する環境基準【河川（湖沼を除く）】  
（水生生物の生息状況の適応性に対する基準）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注. 基準値は、年間平均値とする。

出典：水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-2.111 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン <sup>注</sup>	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格（以下、「規格」という。）K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。 注. 別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー			

出典：地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成 9 年環境庁告示第 10 号）

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準を表 2-2. 112に示す。水質（水底の底質の汚染を除く）は年間平均値 1 pg-TEQ/L以下、水底の底質は150pg-TEQ/g以下と定められている。

表 2-2. 112 ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）に係る環境基準

項目		基準値
ダイオキシン類	水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
	水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

注 1. 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注 2. 水質の汚濁（水底の底質を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

注 4. 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

#### ウ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等に基づく排水基準等

水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設として定め、これらを設置して、公共用水域に排水を排出する工場又は事業場（以下、「特定事業場」という。）を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準は、国で定める一律基準と水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、一律基準に代えて適用する上乘せ基準及び地方公共団体の条例で水質汚濁防止法の規制対象物質となっていない物質について規制する横出し基準がある。

一律基準は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）により定められ、原則として有害物質は全ての特定事業場に、生活環境項目は 1 日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup> 以上の特定事業場に適用される。

京都府域における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和 50 年京都府条例第 33 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象の範囲をより小規模な特定事業場にまで広げ、1 日当たりの平均的な排水量 30m<sup>3</sup> 以上の特定事業場まで規制対象としている。上乘せ排水基準は本事業に適用される。

京都府域における横出し基準としては、京都府環境を守り育てる条例により、ニッケル含有量が横出し項目として定められている。横出し項目のニッケル含有量の排水基準は、本事業に適用される。

大阪府域における上乘せ基準としては、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）があり、業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を設けるとともに、生活環境項目に対して規制対象施設の範囲をより小規模なものにまで広げ、一部 1 日当たりの平均的な排水量 30m<sup>3</sup> 以上の特定事業場まで規制対象としている。対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

大阪府域における横出し基準としては、大阪府生活環境の保全等に関する条例により、色又は臭気が横出し項目として定められている。なお、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため本条例は適用されない。

水質汚濁防止法等に基づく排水基準のうち、有害物質に係る排水基準を表 2-2. 113 及び表 2-2. 115 に、生活環境に係る排水基準を表 2-2. 114 及び表 2-2. 116 に示す。

表 2-2.113 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	—	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	0.5mg/L	0.5mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.25mg/L	0.25mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	—	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	—	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	—	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	—	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	—	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	—	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	—	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	—	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	—	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	—	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L	—	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L	—	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	—	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	—	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	—	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/L	—	海域以外の公共用水域：10mg/L
	海域：230mg/L	—	海域：230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/L	—	海域以外の公共用水域：8mg/L
	海域：15mg/L	—	海域：15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L	—	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	—	0.5mg/L

注. ■グレー網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

表 2-2.114 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（京都府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法に基づく排水基準に関する条例	京都府環境を守り育てる条例
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	—	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
浮遊物質量（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	90mg/L （日間平均 70mg/L）	90mg/L （日間平均 70mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L	—	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油類含有量）	30mg/L	20mg/L	20mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	—	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	—	5mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	—	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	—	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	—	2mg/L
ニッケル含有量	—	—	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	—	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）	—	120mg/L （日間平均 60mg/L）
磷含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）	—	16mg/L （日間平均 8mg/L）
備考			
1. 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. 水質汚濁防止法の欄に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係る排水について適用する。			
3. 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の欄に掲げる排水基準は、木津川水域に立地する特定事業場で1日あたりの平均的な排出水の量が30m <sup>3</sup> 以上のものに適用する。			
4. 生物化学的酸素要求量（BOD）に係る排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に限って適用し、化学的酸素要求量（COD）に係る排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。			
5. 窒素含有量に係る排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを越えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。			
6. 磷含有量に係る排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。			

注. ■グレー網掛けは、本事業において適用される排水基準を示す。

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

：水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年京都府条例第33号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

表 2-2.115 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
シアン化合物	1mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
六価クロム化合物	0.5mg/L	0.05mg/L	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	検出されないこと。	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L	0.002mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	0.004mg/L	0.004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	0.1mg/L	0.1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	0.04mg/L	0.04mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	1mg/L	1mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	0.006mg/L	0.006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	0.002mg/L	0.002mg/L
チウラム	0.06mg/L	0.006mg/L	0.006mg/L
シマジン	0.03mg/L	0.003mg/L	0.003mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L	0.02mg/L	0.02mg/L
ベンゼン	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域：10mg/L	1mg/L	1mg/L
	海域：230mg/L	—	—
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域：8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
	海域：15mg/L	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：100mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/L	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：10mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	0.05mg/L	0.05mg/L

出典：排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）

：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和49年大阪府条例第8号）

：大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）

表 2-2. 116 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（生活環境に係る排水基準）（大阪府域）

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（上水道水源地域）	大阪府生活環境の保全等に関する条例（上水道水源地域）
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	5.8～8.6（海域以外）	5.8～8.6	5.8～8.6（海域以外）
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L （日間平均 120mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）	25mg/L （日間平均 20mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L （日間平均 150mg/L）	65mg/L （日間平均 50mg/L）	65mg/L （日間平均 50mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L	3mg/L	3mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油類含有量）	30mg/L	10mg/L	10mg/L
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>	日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/L （日間平均 60mg/L）	—	120mg/L （日間平均 60mg/L）
リン含有量	16mg/L （日間平均 8mg/L）	—	16mg/L （日間平均 8mg/L）
色又は臭気	—	—	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。
備考			
1. 『日間平均』による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。			
2. 水質汚濁防止法の欄に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係る排水について適用する。			
3. 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の欄に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 30m <sup>3</sup> 以上である特定事業場に係る排水について適用する。			

出典：排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）

：水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）

：大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）

水質汚濁防止法により、人口及び産業の集中等のため、排水規制のみでは公共用水域における水質環境基準の達成が困難な項目に対して、指定地域にある 1 日当たりの平均的な排水量 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場からその水域に流入する汚濁負荷量を規制した総量規制基準が定められている。総量規制の指定項目は化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量であり、京田辺市及び枚方市ともに総量規制の指定地域に指定されている。

公共用水域に排出する 1 日当たりの平均的な排水量が 50m<sup>3</sup>以上となる場合の、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準を表 2-2. 117 に示す。

表 2-2.117 総量規制基準（水質汚濁防止法）

項目	許容汚濁負荷量											
化学的酸素要求量	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$ Lc：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日） Ccj, Cci, Cco：業種その他の区分ごとに定める一定の化学的酸素要求量（mg/L）（＝備考欄の表参照） Qcj：平成 3 年 7 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（m <sup>3</sup> /日） Qci：昭和 55 年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日の前日までの間に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（Qcj は除く）（m <sup>3</sup> /日） Qco：特定排出水の量（Qcj と Qci は除く）（m <sup>3</sup> /日）											
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 Ccj, Cci, Cco の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cco</th> <th>Cci</th> <th>Ccj</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>70</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）</td> <td>80</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cco	Cci	Ccj	ごみ処理業	70	40	40	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	80	50
業種その他の区分	Cco	Cci	Ccj									
ごみ処理業	70	40	40									
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	80	50	50									
窒素含有量	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$ Ln：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日） Cni, Cno：業種その他の区分ごとに定める一定の窒素含有量（mg/L） Qni：平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（m <sup>3</sup> /日） Qno：特定排出水の量（Qni は除く）（m <sup>3</sup> /日）											
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 Cni, Cno の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cno</th> <th>Cni</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）</td> <td>60</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cno	Cni	ごみ処理業	30	20	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	60	50		
業種その他の区分	Cno	Cni										
ごみ処理業	30	20										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	60	50										
りん含有量	$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$ Lp：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日） Cpi, Cpo：業種その他の区分ごとに定める一定のりん含有量（mg/L） Qpi：平成 14 年 10 月 1 日以後に申請又は届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（m <sup>3</sup> /日） Qpo：特定排出水の量（Qpi は除く）（m <sup>3</sup> /日）											
	備考： 1 この表に掲げる許容汚濁負荷量は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する 2 1 の指定地域内事業場が 2 以上の業種等に属する場合、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準は、当該業種その他の区分ごとに算定した値を合計した汚濁負荷量として定める 3 Cpi, Cpo の値は、下表に示すとおりである <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>業種その他の区分</th> <th>Cpo</th> <th>Cpi</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理業</td> <td>2.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	業種その他の区分	Cpo	Cpi	ごみ処理業	2.5	1.5	指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	8	6		
業種その他の区分	Cpo	Cpi										
ごみ処理業	2.5	1.5										
指定地域内事業場のし尿又は雑排水 （処理対象人員 201 人以上のものを除く）	8	6										

出典：水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通産省令第 2 号）  
 ：化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 19 年京都府告示第 363 号）  
 ：窒素含有量に係る総量規制基準（平成 19 年京都府告示第 364 号）  
 ：りん含有量に係る総量規制基準（平成 19 年京都府告示第 365 号）

さらに、水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは、地下へ浸透させてはならないとしている。また、京都府環境を守り育てる条例においても、特定工場等からの地下浸透を規制している。水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下浸透基準を表 2-2.118に示す。

表 2-2.118 水質汚濁防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく地下浸透基準

項目	浸透基準	
	水質汚濁防止法	京都府環境を守り育てる条例
カドミウム及びその化合物	0.001mg/L	0.001mg/L
シアン化合物	0.1mg/L	0.1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	0.1mg/L	—
鉛及びその化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
六価クロム化合物	0.04mg/L	0.02mg/L
砒素及びその化合物	0.005mg/L	0.005mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005mg/L	—
ポリ塩化ビフェニル	0.0005mg/L	0.0005mg/L
トリクロロエチレン	0.002mg/L	0.002mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005mg/L	0.0005mg/L
ジクロロメタン	0.002mg/L	0.002mg/L
四塩化炭素	0.0002mg/L	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/L	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.002mg/L	0.002mg/L
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/L	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005g/L	0.0005g/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006mg/L	0.0006mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.0002mg/L	0.0002mg/L
チウラム	0.0006mg/L	0.0006mg/L
シマジン	0.0003mg/L	0.0003mg/L
チオベンカルブ	0.002mg/L	0.002mg/L
ベンゼン	0.001mg/L	0.001mg/L
セレン及びその化合物	0.002mg/L	0.002mg/L
ほう素及びその化合物	0.2mg/L	0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	0.2mg/L	0.2mg/L
アンモニア、 アンモニウム 化合物、亜硝 酸化合物及び 硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸性窒素 0.2mg/L	0.7mg/L 0.2mg/L 0.2mg/L
塩化ビニルモノマー	0.0002mg/L	0.0002mg/L
1,4-ジオキサン	0.005mg/L	0.005mg/L
フェノール類	—	0.01mg/L
銅及びその化合物	—	0.03mg/L
亜鉛及びその化合物	—	0.05mg/L
マンガン及びその化合物	—	0.1mg/L
クロム及びその化合物	—	0.02mg/L
ニッケル及びその化合物	—	0.02mg/L

注. “—” は浸透基準の対象外を示す。

出典：水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

（平成元年環境庁告示第39号）

：京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年京都府規則第5号）

エ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく水質排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、ダイオキシン類の水質排出基準が定められている。ダイオキシン類の水質排出基準を表 2-2.119 に示す。

表 2-2.119 ダイオキシン類の水質排出基準

項目	許容限度
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L

出典：ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）

オ 枚方市公害防止条例（平成 25 年枚方市条例第 67 号）による排水基準等

枚方市公害防止条例では、全ての工場又は事業場において、水質汚濁防止法で定める有害物質の排水基準（表 2-2.115）及び有害物質に係る地下浸透基準（表 2-2.118）を遵守するよう定めている。対象事業実施区域は枚方市域ではないため本条例は適用されない。

ア 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）等に基づく下水排除基準

下水道法では、水質汚濁防止法に規定する特定施設及びダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設を特定施設として定めており、特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する場合、政令で定める基準に従い、条例で定められた排除基準に適合させて下水道へ放流しなければならない。

本事業においては、生活排水及びプラント排水ともに公共用水域へは放流せず、京田辺市の公共下水道へ放流を行う計画であり、京田辺市公共下水道条例（昭和 60 年京田辺市条例第 18 号）の下水排除基準の適用を受ける。京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準を表 2-2.120 に、枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号）に基づく排除基準を表 2-2.121 に示す。

表 2-2. 120 京田辺市公共下水道条例に基づく排除基準

項目	排除下水量 (m <sup>3</sup> /日)				
	2000～	500～2000	50～500	30～50	～30
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下				
シアン化合物	0.5mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1 mg/L 以下		
有機燐化合物	0.5mg/L 以下	0.8mg/L 以下	1 mg/L 以下		
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下				
六価クロム化合物	0.25mg/L 以下	0.4mg/L 以下	0.5mg/L 以下		
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下				
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下				
アルキル水銀化合物	検出されないこと				
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下				
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下				
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下				
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下				
四塩化炭素	0.02mg/L 以下				
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下				
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下				
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下				
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下				
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下				
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下				
チウラム	0.06mg/L 以下				
シマジン	0.03mg/L 以下				
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下				
ベンゼン	0.1mg/L 以下				
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下				
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下				
ふっ素化合物	15mg/L 以下				
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下				
フェノール類	1mg/L 以下				5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下				
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下				
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下				
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下				
クロム及びその化合物	2mg/L 以下				
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下				
温度	45℃未満				
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380mg/L 未満				
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満				
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満			3000mg/L 未満	
浮遊物質	600mg/L 未満			3000mg/L 未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量					
鉱油類含有量	5mg/L 以下				
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下				
窒素含有量	240mg/L 未満				
燐含有量	32mg/L 未満				
よう素消費量	220mg/L 未満				
ニッケル化合物	2mg/L 以下				
化学的酸素要求量	600mg/L 未満				

出典：下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）

：京田辺市公共下水道条例施行規則（昭和 60 年京田辺市規則第 18 号）

表 2-2.121 枚方市下水道条例に基づく排除基準

項目	枚方市淀川左岸流域関連 公共下水道に係る区域
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
フェノール類	1mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下
温度	45℃未満
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	38mg/L 未満
水素イオン濃度	5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	600mg/L 未満
浮遊物質	600mg/L 未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30mg/L 以下
窒素含有量	240mg/L 未満
燐含有量	32mg/L 未満
沃素消費量	220mg/L 未満
色又は臭気	放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないこと。

出典：枚方市下水道条例（昭和 51 年枚方市条例第 27 号）

⑥ 土壌汚染

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、環境としての土壌が果たしている機能（土壌環境機能）が多様であることを踏まえ、人の健康の保護と生活環境の保全の両者の観点を包括したものととして設定されたものである。なお、環境基準の設定については、土壌環境機能のうち、水質を浄化し及び地下水をかん養する機能を保全する観点から、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準のうち人の健康の保護に関する環境基準項目について、地下水等への溶出量の基準として定められたものと、土壌環境機能のうち、食料を生産する機能を保全する観点から、農用地において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）上の特定有害物質（カドミウム、砒素、銅）について米又は土壌含有量の基準として定められたものがある。

土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2. 122に示す。

表 2-2. 122 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

出典：土壌汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）

イ ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に基づく環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を定めている。ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準を表 2-2. 123に示す。環境基準は、1, 000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 2-2. 123 ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1, 000pg-TEQ/g 以下

出典：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

ウ 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第 6 号）に基づく区域指定に係る基準

土壌汚染対策法では、地下水の摂取などによるリスクの観点から 26 物質（特定有害物質）について土壌溶出量基準が、直接摂取によるリスクの観点からこれら 26 物質のうち 9 物質について土壌含有量基準が設定されており、土壌汚染状況調査の結果、当該基準に適合していない場合、その土地を健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定することとなる。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法における規制を基本に土壌汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加するとともに、土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を加え、管理有害物質として設定している。土壌汚染に係る区域指定の基準は表 2-2. 124に示すとおりである。なお、対象事業実施区域は大阪府の区域ではないため土壌汚染対策法のみ適用される。

表 2-2.124 土壌汚染に係る区域指定の基準

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)		
管理有害物質 (大阪府生活環境の保全等に関する条例)	特定有害物質 (土壌汚染対策法)	(第1種特定有害物質) 揮発性有機化合物	クロロエチレン	—	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	—	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 以下	1 以下
			シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン	—	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン	—	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	—	0.03 以下	0.3 以下
			ベンゼン	—	0.01 以下	0.1 以下
			(第2種特定有害物質) 重金属等	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150 以下	カドミウム 0.01 以下
	六価クロム化合物	六価クロム 250 以下		六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下	
	シアン化合物	遊離シアン 50 以下		シアンが検出されないこと	シアン 1 以下	
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15 以下		水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下	
				検出されないこと	検出されないこと	
	セレン及びその化合物	セレン 150 以下		セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下	
	鉛及びその化合物	鉛 150 以下		鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下	
	砒素及びその化合物	砒素 150 以下		砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下	
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下		
	ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下		
	(第3種特定有害物質) 農薬等	シマジン	—	0.003 以下	0.03 以下	
		チウラム	—	0.006 以下	0.06 以下	
		チオベンカルブ	—	0.02 以下	0.2 以下	
		ポリ塩化ビフェニル	—	検出されないこと	0.003 以下	
		有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	—	検出されないこと	1 以下	
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g 以下	—	—	

注 1. mg/kg (土壌 1 キログラムにつきミリグラム)、mg/L (検液 1L につきミリグラム)

注 2. pg-TEQ/g (土壌 1g につきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

出典：土壌汚染対策法施行規則 (平成 14 年環境省令第 29 号)

：大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 (平成 6 年大阪府規則第 81 号)

⑦ その他

ア 京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）に基づく日影規制

京都府建築基準法施行条例では、都市計画法に基づく対象区域及び日影時間の指定について定めている。対象事業実施区域は都市計画法第8条第1項第1号の規定による用途地域の指定のない地域（市街化調整区域）のため、対象区域に該当しない。対象区域及び日影時間の指定を表 2-2.125に示す。

表 2-2.125 対象区域及び日影時間の指定

対象区域		敷地境界線からの水平距離が 10m 以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲における日影時間
都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	—	—
第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域	10 分の 5 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 6 の割合の区域		
	10 分の 8 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	10 分の 10 の割合の区域		
	10 分の 15 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域	10 分の 10 の割合の区域	3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）	2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）
	10 分の 15 の割合の区域		
	10 分の 20 の割合の区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域	10 分の 20 の割合の区域のうち第 1 種高度地区（井手町を除く。）又は第 2 種高度地区に指定された区域	4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）	2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）
	その他の 10 分の 20 の割合の区域		
	10 分の 30 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）
	10 分の 40 の割合の区域		
近隣商業地域又は準工業地域	10 分の 20 の割合の区域	5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）	3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）

備考 1. 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。

(1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 9 号の臨港地区

(2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）第 4 条第 1 項の流通業務地区

備考 2. 「第 1 種高度地区」又は「第 2 種高度地区」とは、都市計画法第 8 条第 3 項第 2 号トニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

出典：京都府建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）

：「建築基準法施行条例解説集」（平成 28 年、京都府・宇治市）

イ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）に基づく届出

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律では、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量で一定の条件に該当する事業者には、対象化学物質の環境中への排出量及び廃棄物としての移動量についての届出が義務付けられている。本事業は、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）に該当し、適用を受ける。

### 3) 環境保全に関する計画等

#### ア 新京都府環境基本計画

「新京都府環境基本計画」(平成22年10月、京都府)の概要を表 2-2.126に示す。

本計画は、平成10年9月に京都府環境を守り育てる条例に基づき策定された前計画の「京都府環境基本計画」から10年以上が経過したことから、環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京都府が目指す環境像、社会像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定されたものである。

表 2-2.126 新京都府環境基本計画の概要

項目	概要
目標年度	21世紀半ば(2050年頃)
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして、京都の知恵と文化を活かし、自然と共生する美しい都市(まち)と美しい地域(むら)を創る。
施策の展開方向	持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進 自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進 限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進 府民生活の安心安全を守る環境管理の推進
京都府が目指す環境像・社会像	温室効果ガスの排出量が80%削減された「低炭素社会」の実現 低炭素社会に適応した新しいライフスタイルとまちづくりの進展 京都の技術や文化、人材を活かした低炭素型産業の発展 自然や文化と調和し共生する地域社会の実現 安心・安全で環境への負荷が少ない循環型社会の実現

#### イ 大阪21世紀の新環境総合計画

「大阪21世紀の新環境総合計画」(平成28年6月、大阪府)の概要を表 2-2.127に示す。

本計画は、府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大阪府環境基本条例(平成6年大阪府条例第5号)に基づいて策定するもので、平成22年5月に旧計画(平成14年3月策定)を見直し策定した。その後、平成28年6月に一部が改訂された。

表 2-2.127 大阪21世紀の新環境総合計画の概要

項目	概要
計画期間	平成22年度から平成32年度まで
施策の方向	あらゆる主体が日常的に環境配慮行動に取り組む社会の実現を目指し、環境問題への気付きの促進と環境配慮行動の拡大に向けた取組みを進める。 効果的な情報発信 環境教育・学習の推進 行動を支援する仕組みの充実
目指すべき将来像	府民の参加・行動のもと、温室効果ガスの排出量の削減、資源の循環的利用の促進、大気・水環境の改善、環境リスクの高い化学物質の管理、生物の生息環境の保全、都市の魅力と活力の向上などに取組み、豊かな環境の保全と創造を推進する。施策展開に当たっては、各分野の施策が他の分野にも好影響を与えることによる好循環が創出されるよう取り組む。また、あらゆる分野に環境の視点を組み込むとともに、地域主権、広域連携を推進する。 低炭素・省エネルギー社会の構築 資源循環型社会の構築 全てのいのちが共生する社会の構築 健康で安心して暮らせる社会の構築 魅力と活力のある快適な地域づくり

## ウ 京都地域公害防止計画

「京都地域公害防止計画」（平成24年3月、京都府）の概要を表 2-2.128に示す。

本計画は、環境基本法第17条により、現に公害が著しい、又は著しくなるおそれがあり、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域について、公害の防止を目的として知事が作成する計画である。京都府では、昭和47年度に最初の計画を策定以来、計画に基づく施策の成果を評価しながら、概ね5年を1期として見直しを重ねてきている。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

なお、事業計画地の位置する京田辺市は計画の対象地域に含まれていない。

表 2-2.128 京都地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域	京都市、宇治市、向日市、長岡京市、大山崎町
計画の期間	平成23年度から32年度までの10年間
計画の主要課題	河川の水質汚濁 大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、発生源等に対する各種規制及び監視を強化充実させるとともに、下水道の整備等の施策を実施する。

## エ 第9次大阪地域公害防止計画

「第9次大阪地域公害防止計画」（平成24年3月、大阪府）の概要を表 2-2.129に示す。

本計画は、環境基本法第17条に基づき、現に公害が著しく、かつ公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域等において、知事が作成し、公害防止対策事業計画に係る部分については環境大臣の同意を得て策定する地域計画である。

大阪地域においては、昭和47年12月に昭和47年度を初年度とする昭和56年度までの10年間の大阪地域公害防止計画を策定し、その後、社会経済情勢等の変化を踏まえ、5年を1期として平成19年度までに計8次にわたり計画を策定し各種施策の推進に努めてきた。今期は計画期間を平成23年度から平成32年度までの10年間として策定している。

表 2-2.129 第9次大阪地域公害防止計画の概要

項目	概要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、忠岡町の区域（平成23年12月19日現在の区域）とする。
計画の期間	平成23年度から32年度までの10年間
計画の主要課題	大阪湾の水質汚濁 大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。 また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。 河川の水質汚濁 ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。
計画の目標	環境基準の達成
講じる施策	計画の目標を達成するため、生活排水対策や下水道の整備等をはじめとした発生源等に対する各種の公害防止対策等を推進する。

オ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」（平成25年6月、大阪府）の概要を表 2-2.130に示す。

大阪府では、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」という。）に基づき、関係機関が相互に連携・協力して流入車規制の推進、エコカーの導入促進、エコドライブの取組みの推進、交通需要の調整・低減（輸送効率の向上）、交通流対策（バイパスの整備や交差点改良）、普及啓発などの取組みを着実に実施するため本計画を平成25年6月に策定している。なお、京都府域は、自動車NOx・PM法の対象外地域である。

表 2-2.130 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕の概要

項目	概要
対象地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町及び同郡田尻町の37市町(平成17年2月1日現在の区域)の区域
目標年度	平成27年度
目標	平成27年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を全ての監視測定局において継続的・安定的に達成する。また、平成27年度目標の達成状況の検討を行い、平成32年度までに対策地域全体で大気環境基準を達成するよう総合的な自動車環境対策を検討し、引き続き推進する。
目標達成に向けた主な自動車環境対策	自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進 車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進 官民協働によるエコカーの導入促進 エコドライブの取組みの推進 事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減 バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

ア 京都府地球温暖化対策推進計画

「京都府地球温暖化対策推進計画」（平成23年7月、京都府）の概要を表 2-2.131に示す。

京都府では、平成18年4月に施行した京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)に基づき、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために「京都府地球温暖化対策推進計画」を平成18年10月に策定し、各分野にわたる温暖化対策を計画的に推進してきた。これらの対策の進捗を踏まえつつ、平成22年10月には同条例の改正が行われ、平成23年度以降の温室効果ガス発生量について、中期的な目標として平成42年度までに平成2年度と比べて40%を削減すること、さらにこの目標を着実に達成するために、平成32年度までに平成2年度と比べて25%を削減することを新たな目標として設定し、平成23年4月に施行している。これに伴い温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために新計画として本計画を平成23年7月に策定している。

表 2-2. 131 京都府地球温暖化対策推進計画の概要

項目	概要
趣旨	京都府地球温暖化対策推進計画の新計画として、改正条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を明らかにするために策定
基本方針	持続可能な社会の実現をめざして京都の知恵と文化を活かし自然と共生する美しい都市と美しい地域を創る。
目標	当面の目標：平成 32 年度までに平成 2 年度と比べて 25%を削減 中期的目標：平成 42 年度までに平成 2 年度と比べて 40%を削減 長期的目標：平成 62 年度までに温室効果ガスの排出量が平成 2 年度と比べて 80%以上削減された持続可能な京都を創造
重点施策	京都の知恵と文化を暮らしに活かす 再生可能エネルギーを最大限に活用 環境産業の発展 自立した持続可能な地域創り 森林を守り育てる

キ 大阪府地球温暖化対策実行計画

「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成27年 3 月、大阪府）の概要を表 2-2. 132 に示す。

大阪府では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の 3 に基づき、大阪21世紀の新環境総合計画で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画として、地球温暖化対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた本計画を平成27年 3 月に策定している。

表 2-2. 132 大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	平成 27 年度から平成 32 年度まで
計画の位置づけ	「大阪 21 世紀の新環境総合計画」で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画
計画の目標	2020（平成 32）年度までに温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比で 7%削減する。
各部門等の取組	<p>民生（家庭）： HEMS 等によるエネルギー使用量等の見える化取組の普及／キャンペーンやセミナー等による普及啓発／LED 化等による省エネ・省 CO<sub>2</sub>機器の導入促進等</p> <p>民生（業務）・産業： 評価制度等による温暖化防止条例に基づく取組の促進／中小事業者向け省エネ診断や商工会等の経営指導員と連携した対策支援／省エネ性能の良い高効率機器等の導入促進等</p> <p>運輸： 電車、バス等の公共交通の利用促進等／エコカーの普及促進／おおさか交通エコチャレンジ運動等による事業者の取組の促進等</p> <p>再生可能エネルギー・省エネ機器の普及促進等： 太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの普及促進／高効率コージェネレーションシステム等の省エネ・省 CO<sub>2</sub> 関連機器等の導入促進／蓄電池、燃料電池等エネルギー関連技術・製品の開発支援</p> <p>適応策の推進： おおさかヒートアイランド対策推進計画に基づく対策を推進／大阪府域への地球温暖化の影響の把握／地球温暖化対策の影響を踏まえた対策を検討</p>

ク 京田辺市地球温暖化対策実行計画

「京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成25年3月）の概要を表 2-2.133に示す。

京田辺市では、地球温暖化対策の推進に関する法律における地球温暖化対策のさらなる推進や、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、災害対策とともに持続可能な社会を構築する必要性が改めて認識されているなどの背景から、地球温暖化対策に関する具体的な方針を示し、市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じ、対策を総合的、計画的に推進することを目的として、本計画を策定している。

表 2-2.133 京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の概要

項目	概要
計画期間	平成25年度から平成29年度まで
計画の位置づけ	京田辺市環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持つ。また、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に定める「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」について示すものである。
計画の目標	短期目標：平成29年度における温室効果ガス排出量を平成21年度比で15%削減する。 中期目標：平成42年度における温室効果ガス排出量を平成21年度比で28%削減する。 長期目標：平成60年度における温室効果ガス排出量を平成21年度比で50%削減する。
目標達成のために行うべき対策	省エネに配慮した暮らしの推進： 一人ひとりの省エネ行動の実践・継続／省エネ型の家づくり  省エネに配慮した事業活動の推進： 従業員による省エネ行動の実践・継続／省エネ型の建物づくり／新たな環境産業の振興／市の率先した行動  再生可能エネルギーの利用推進：再生可能エネルギーの導入推進  環境にやさしい交通対策の推進： エコドライブの推進／環境にやさしい車の普及推進／車に頼り過ぎない暮らしの推進（モーダルシフト）／環境にやさしい交通のまちづくり循環型社会づくりの推進（ごみの3R活動の推進／安全・安定的な環境に配慮したごみ処理システムの構築  緑化対策の推進：都市緑化の推進／里山の保全  人づくり・雰囲気づくりの推進： 環境教育・環境学習の推進／地球温暖化防止に関する情報の収集・提供／リーダーの育成／あらゆる主体の連携の強化

ケ 枚方市地球温暖化対策実行計画

「枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」(平成25年3月)の概要を表 2-2. 134に示す。

枚方市では「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」(平成19年6月、枚方市)が平成24年度で計画期間を終了することから、これまでの成果や課題を踏まえ、市民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策をより一層推進するために、本計画を策定している。

表 2-2. 134 枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の概要

項目	概要
計画期間	平成25年度から平成34年度まで
計画の位置づけ	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公共団体実行計画として策定する。また、平成23年3月に策定した「第2次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画として策定する。
計画の目標	中期目標①：2020(平成32)年度の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度比で25%以上削減 中期目標②：2022(平成34)年度の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度比で29%以上削減 長期目標：2050(平成62)年度の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度比で80%以上削減
温室効果ガス排出量削減に向けた施策	再生可能エネルギーの利用拡大： 再生可能エネルギー利用の普及・啓発／太陽光発電システムの導入支援／太陽光発電システム等の設置／(仮称)地球温暖化対策推進基金の創設  省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 活動の推進： 市民による省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 活動の促進／事業者による省エネルギー・省CO <sub>2</sub> 活動の促進  低炭素化につながる環境整備の推進： 環境負荷の少ない交通体系等の推進／緑の保全と創造／ヒートアイランド対策の推進  循環型社会の構築に向けた活動の推進：発生抑制行動の促進／リサイクル活動の促進

コ 京都府ごみ処理広域化計画

「京都府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、京都府）の概要を表 2-2.135に示す。

京都府では、ごみの排出量の増大等にもなう最終処分場の逼迫、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策、高度な環境保全対策の必要性等、ごみの適正処理を推進するに当たって、その課題に対応する必要性から、平成11年3月に本計画を策定している。

京都府ごみ処理広域化計画では、広域化への取組の際に必要な市町村の範囲を府内7ブロックに設定し、それぞれのブロックごとに今後のごみ処理の方向性を示すとともに、広域化を図っていく上での課題等について、基本的な考え方を示した内容となっている。広域化計画の期間としては、ダイオキシン類排出削減のための恒久対策及び既存のごみ焼却施設の耐用年数等を考慮し、概ね20年間（平成11年度から30年度まで）としているが、今後の新たな法規制やごみ処理技術の進展、地域の状況変化等、必要に応じて見直しを行うこととしている。

なお、京田辺市は南部ブロック地域に属している。

表 2-2.135 京都府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
目的	京都府での今後のごみ処理施設及び最終処分場の整備の方向性を定め、各地域の実情に応じた適正なごみ処理体制を確立することを目的としたものである。
期間	概ね20年間（平成11年度から30年度まで）
基本方針	<p>ごみの排出抑制と減量化を図り、その上でリユース、リサイクルが見込めず、やむを得ず排出するごみについて適切な中間処理、最終処分を行うため、以下のような方針により、環境負荷の少ない処理システムの構築を目指している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出抑制とマテリアルリサイクルの徹底</li> <li>・ダイオキシン類の排出削減</li> <li>・焼却残さの高度処理対策</li> <li>・サーマルリサイクルの推進</li> <li>・最終処分場の確保対策</li> <li>・施設整備等のコスト縮減</li> </ul>
広域化ブロック	複数の市町村等による共同処理体制が不可欠なことから、相互に連携して協力するための広域ブロックを設定して、計画を進めていくものである。府内では、丹後、中丹、中部、京都市、乙訓、南部、相楽の7ブロックが設定されている。

サ 大阪府ごみ処理広域化計画

「大阪府ごみ処理広域化計画」（平成11年3月、大阪府）の概要を表 2-2.136に示す。

大阪府域においては、これまで、焼却による衛生的なごみ処理に積極的に取り組んできたことにより、焼却率が全国平均を大きく上回っており、最終処分については、広域的な最終処分場が確保されてきたが、ダイオキシン対策のほか、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルの推進、公共事業のコスト縮減のような利点を図るため、ごみ処理をトータルシステムとして検討した中長期的な広域化計画を検討することの必要性から本計画を策定している。

大阪府ごみ処理広域化計画では、府内を6ブロックに設定し、各ブロックの市町村において広域ブロック構成市町村間での施設整備計画の作成、一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみ減量化・リサイクルの推進等の取組を行うこととしている。なお、枚方市は東大阪ブロックに属している。

表 2-2.136 大阪府ごみ処理広域化計画の概要

項目	概要
期間	概ね20年間（平成11年度から30年度まで）
基本的考え方	<p>一般廃棄物の減量化・リサイクルの推進 本計画は、事業者、消費者、行政の適切な役割分担のもとに、それぞれの立場で減量化・リサイクルの取り組みを反映するものとする。</p> <p>一般廃棄物処理施設整備の将来の方向性 将来の一般廃棄物処理施設整備の方向性を示すものとする。その考え方は、市町村の財政状態等を踏まえ、以下のとおりとする。</p> <p>ごみ焼却施設 ごみ焼却施設は、最低100t/日以上、可能な場合300t/日以上全連続炉とし、建設時期は既存の焼却施設の更新時期を勘案して検討する。</p> <p>ごみ焼却施設以外の施設 リサイクル施設、ストックヤード、RDF（ごみ燃料）化施設、灰の高度処理施設等について、焼却施設を含むトータルシステムとしての効率的な組み合わせを検討する。</p> <p>立地の条件 施設の設置場所の選定は、実施計画時に、交通条件（輸送効率等）、用地の確保、住民の理解など、多方面から検討する。</p>
広域ブロック	6ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）

シ 京都府循環型社会形成計画

「京都府循環型社会形成計画(第2期)」(平成29年3月、京都府)の概要を表2-2.137に示す。

京都府では、平成15年3月に「京都府循環型社会形成計画」を策定している。本計画は、平成19年3月に見直しが行われ、さらに、平成29年3月に計画期間を平成28年度から平成32年度までとした第2期計画である本計画を策定している。

本計画は、京都府が推進する地球温暖化や自然環境の保全などの持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにしたものである。

表 2-2.137 京都府循環型社会形成計画の概要

項目	概要
目的	資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化など今日の社会・経済を取り巻く状況を踏まえ、京都府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする。
計画期間	平成28年度から平成32年度まで
施策の基本方向	<p>①3Rの推進 3Rの中でも優先順位の高い2Rの取組を重点的に推進し、やむを得ず発生する廃棄物について、分別排出を徹底し、できる限り再生利用する仕組みを作ることで、最終処分量の削減を推進する。</p> <p>②廃棄物処理のルールとマナーを守るまちづくり 不法投棄等の不適正処理が行われた場合は、生活環境保全上の支障が生ずる恐れがあることから、廃棄物の適正処理を推進し、不適正処理を未然に防止するとともに、不適正処理等の違法行為に対しては迅速かつ厳格に対処する。</p> <p>③非常災害時における廃棄物処理体制の構築 災害廃棄物の処理は、適正かつ円滑・迅速に処理する必要があるとともに、可能な限り再生利用等を行い、最終処分量を低減させる必要がある。このような処理を実行するために、平時から、各主体における事前の備えを促進し、さらに、各主体の連携・協力体制の構築を推進する。</p>

ス 大阪府循環型社会推進計画

「大阪府循環型社会推進計画」（平成28年6月、大阪府）の概要を表 2-2.138に示す。

大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、目指すべき循環型社会を構築するため、「大阪府循環型社会推進計画」を平成28年6月に策定した。本計画は、大阪21世紀の新環境総合計画の分野ごとの実行計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく都道府県廃棄物処理計画、大阪府循環型社会形成推進条例（平成15年大阪府条例第6号）に基づく基本方針、行動指針として位置づけられる。

表 2-2.138 大阪府循環型社会推進計画の概要

項目	概要
計画期間	平成28年度から平成32年度まで
目標	排出量：一般廃棄物 278 万 t、産業廃棄物 1,534 万 t 再生利用率：一般廃棄物 15.8%、産業廃棄物 32.2% 最終処分量：一般廃棄物 32 万 t、産業廃棄物 37 万 t 1 人 1 日当たりの生活系ごみ排出量：一般廃棄物 403g/人・日
主な施策	リデュースとリユースの推進 食品ロスの削減／事業系ごみの削減／リユースの促進／産業廃棄物の削減 リサイクル（質の高いリサイクル）の推進 分別収集の促進／建設廃棄物の発生抑制／質の高いリサイクルの促進 適正処理の推進 一般廃棄物の処理／適正処理の徹底／有害廃棄物の処理／最終処分場の確保 非常災害時の廃棄物の適正処理の備え 災害時の適正処理体制の構築／技術の蓄積と人材の育成 留意事項 人口減少・高齢化の進展への対応／低炭素社会・自然共生社会への配慮

シ 第2次京田辺市環境基本計画

「第2次京田辺市環境基本計画」（平成27年3月、京田辺市）の概要を表 2-2. 139に示す。

京田辺市では、平成17年3月に京田辺市生活環境基本条例（平成6年京田辺市条例第16号）に基づき前計画となる京田辺市環境基本計画を策定し、市民参画による良好な環境の保全と創造、更には、地球環境の保全に向けた目標を設定し、環境問題への取組みの基本的な方向性を具体的に示すことにより、環境保全活動を市民・市民団体・学生・事業者・市が連携、協働して積極的に取組むため「きょうたなべ環境市民パートナーシップ」を拡充させ、各種の取組みを進めてきた。

「第2次京田辺市環境基本計画」は、前計画の策定から10年が経過し、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から京田辺市が目指す望ましい環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2. 139 第2次京田辺市環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	平成27年度から平成36年度まで
望ましい環境像	豊かな環境をともに育み、自然の恵みを未来へつなぐまち 京田辺
基本目標	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち
施策の展開	多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り引き継ぎ、人と自然が共生するまち 自然とのふれあいの場・機会の創出／生物多様性の保全／田園環境の保全 誰もが安全で安心して暮らせる良好な生活環境を築くまち 良好な生活環境の保全 循環型社会を形成し、環境にやさしいまち 循環型社会づくりの推進 都市と自然・歴史・文化が調和し、美しく多様な景観を守り育むまち 良好な居住環境の保全／地域固有の歴史・文化及び景観の保全 低炭素社会を実現し、地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の取組 全ての人々が参加・行動し、豊かな環境を守り引き継ぐまち 環境教育・環境学習の推進／市と市民及び学生、事業者との協働

ソ 第2次枚方市環境基本計画

「第2次枚方市環境基本計画」（平成23年3月、枚方市）の概要を表 2-2.140に示す。

枚方市では、平成13年2月に枚方市環境基本条例（平成13年枚方市条例第1号）に基づき前計画である枚方市環境基本計画を策定し、市民・事業者とともに、さまざまな環境保全の取組みを推進してきた。

「第2次枚方市環境基本計画」は、前計画の策定から10年が経過し、近年の環境問題を巡る様々な変化を踏まえつつ、長期的な視点から枚方市のめざすべき環境像を描くとともに、それを実現するための施策の基本的な方向を示すため策定している。

表 2-2.140 第2次枚方市環境基本計画の概要

項目	概要
計画の期間	平成23年度から平成32年度まで
めざすべき環境像	みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方
基本目標	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 地球環境への負荷が少ないまち 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち
施策の展開	全ての主体が環境保全活動に参加するまち 環境教育・環境学習の推進／環境保全活動の推進 地球環境への負荷が少ないまち 地球温暖化対策の推進／地球環境保全対策の推進 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち 自然環境の保全／「農」を活かしたまちづくり 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち 環境にやさしいまちづくり／美しいまち並みの確保 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち 循環型社会の構築／良好な水資源の保全と活用／良好な生活環境の確保

タ みどりの大阪推進計画

「みどりの大阪推進計画」（平成21年12月、大阪府）の概要を表 2-2. 141に示す。

大阪府では、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、本計画を平成21年12月に策定している。

本計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、大阪府の「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示すものである。

表 2-2. 141 みどりの大阪推進計画の概要

項目	概要
計画期間	21世紀の第1四半期（2025年（平成37年））
みどりの将来像	みどりの風を感じる大都市・大阪
目標・指標	緑地の確保目標：府域面積に対する割合を約4割以上確保 緑化の目標（市街化区域）：緑被率20%（現況の1.5倍） 指標（3年毎検証） 大阪府域にみどりがあると感じる府民の割合を増やす《約5割⇒約8割》 最近みどりに触れた府民の割合を増やす《約4割⇒約8割》
基本戦略	みどり豊かな自然環境の保全・再生 周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現 みどりの風を感じるネットワークの形成 主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保 街の中に多様なみどりを創出 屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進める みどりの行動の促進 府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指す

サ 枚方市みどりの基本計画

「枚方市みどりの基本計画」（平成28年3月、枚方市）の概要を表 2-2.142に示す。

「枚方市みどりの基本計画」は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づき策定するみどりに関する総合的な計画で、市民や事業者、行政など多様な主体が一体となって、緑地保全や緑化推進に関する取組みを計画的に推進することを目的としている。

枚方市では、平成11年に前計画である枚方市緑の基本計画を策定し、緑地の保全活用や都市緑化の推進など市民の手による緑のまちづくりの取組みを積極的に展開してきたが、策定から15年が経過し、本市を取り巻く社会情勢やみどりに関する市民意識の高まりなどの変化に対応したものとするため、平成28年3月に計画の改定を行い、本計画を策定した。

表 2-2.142 枚方市みどりの基本計画の概要

項目	概要
計画期間	平成28年度から平成47年度までの20年間
基本理念	里山と淀川、それらを東西に結ぶ3河川 恵まれた良質なみどりを活かし、つなぎ、育む、 人もみどりも元気でやさしい枚方へ
みどりの将来像 (基本的方向)	本市の東端には、生駒山系に連なる東部の里山、西端には滋賀・京都・大阪を流れる淀川という2つの「みどりの骨格」が存在し、生態系やレクリエーションなどの重要な基盤となっているが、「みどりの骨格」が単独でもたらす効果には限界があり、またその効果を市街地へと広げていく必要もある。そのため、これらの「みどりの骨格」と合わせて、公園や農地などのより身近な「みどりの拠点」を街路樹や河川などの連続性のある「みどりの軸」でつなぐことで、みどりのネットワークを形成する。また、まとまったみどりの少ない市街地についても、地域特性の異なる「ゾーン」に応じた緑化を推進し、市全体としてみどりの機能の底上げを図る。
目標・指標	市民意識による指標 普段の生活のなかでみどりとふれあえると感じている市民の割合： 48.4%（平成27年度）→増加（平成47年度） 里山や農地などの豊かな自然環境が保全されていると感じている市民の割合： 40.3%（平成27年度）→増加（平成47年度） 計測可能な指標 法律や条例で担保された緑地（地域制緑地）の面積： 1,195.7ha（平成27年度）→1,204.7ha（平成47年度） 市全域における緑被面積の割合 38.5%（平成27年度）→38.5%（平成47年度） 施設緑地の面積 405.6ha（平成27年度）→426.6ha（平成47年度） 街路樹の整備延長 34.3km（平成27年度）→40.5km（平成47年度）
取組の基本方向	次世代につながるみんなのみどりづくりを支援する<つながるみどり> 市民、市民団体、事業者・大学の参加促進と行政を含めた連携の仕組みづくり/みどりの普及啓発とふれあう機会の充実/新たな財源の確保と効率的な事業展開 枚方の優れたみどりを守り活かしていく<守り、活かすみどり> 里山の保全・活用/水辺地の保全・活用/農地の保全・活用/社寺林・孤立林等の保全・活用 身近なみどりの機能を向上させる<創り、満ちるみどり> 公園の充実/道路・河川のネットワークの充実 花とみどりに囲まれたまちなか緑化を推進する<育むみどり> 住宅地の緑化/商業地・工業地の緑化/公共公益施設の緑化

ツ 大阪府景観計画

「大阪府景観計画」（平成24年4月、大阪府）の概要を表 2-2. 143に示す。

大阪府では、平成17年6月の景観法(平成16年法律第110号)の全面施行を受け、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、景観計画区域について、「良好な景観を形成に関する方針」や「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、大規模建築物の建築行為等を行う際に、届出を義務付け、規制誘導を行うために本計画を策定している。

本計画において、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ごみ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

表 2-2. 143 大阪府景観計画の概要

項 目	概 要
景観計画の区域	<p>道路軸：国道 171 号沿道区域、大阪外環状線（国道 170 号）沿道区域、大阪中央環状線等沿道区域、第二京阪道路沿道区域、国道 26 号（第二阪和国道）沿道区域</p> <p>河川軸：淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、石川沿岸区域</p> <p>山並み・緑地軸：北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域</p> <p>湾岸軸：大阪湾岸区域</p> <p>歴史軸：歴史的街道区域（一般区域）、歴史的街道区域（重点区域） （景観行政団体である市町村の区域を除く。また、景観行政団体以外の市町村で、独自の景観条例による届出制度を運用している市においては、当該市に委ねることとし、市景観条例による届出が必要な区域を除く。）</p>
景観づくりの基本方針	<p>道路軸：周辺の自然的要素、歴史文化遺産、優れた意匠の都市施設等との調和やつながりを大切にする。／市街地にあつては、都市を結ぶ幹線道路の沿道として秩序ある景観づくりを行う。／郊外においては、山並みへの眺望とみどりの連続性の確保に努める。</p> <p>河川軸：水と緑の空間と、背後のまちなみや山並み等に映えるよう、対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮すると共に、川に沿ってみどりの帯を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行う。／川と関わりの深い周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりを意識するなど川との関係を活かした景観づくりを行う。</p> <p>山並み・緑地軸：市街地の背景としての山系を意識した景観づくりを行う。／山麓や山腹の斜面においては、都市近郊樹林等の自然緑地の保全と緑豊かなまちなみ景観の創出を図る。／歴史的街道沿道に残るまちなみ等、山麓にある歴史的文化遺産等との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>湾岸軸：湾岸地域に立地する施設は、海辺を意識した景観づくりを行う。／湾岸北部では、海外からの玄関口を意識した景観づくり、人々が憩える景観づくりを行う。／湾岸南部では、水辺とふれあえる海浜公園、自然海岸などの保全とこれらの親水空間との調和を意識した景観づくりを行う。</p> <p>歴史軸：歴史的街道沿道であることを意識した景観づくりを行う。伝統的なまちなみが残る区域については、各地域の特色や歴史を読み取るとともに、周辺のまちなみとの調和に配慮した景観づくりを行う。</p>

テ 枚方市景観計画

「枚方市景観計画」(平成26年4月(平成28年10月変更)、枚方市)の概要を表 2-2.144に示す。

枚方市では平成26年4月に景観法に基づく本計画を策定し、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。

本計画は、1章から6章までから成り、内容は「景観計画の区域」、「各区域の景観形成の方針」、「各区域の制限事項」、「屋外広告物に関する事項」等を盛り込んでいる。

なお、調査地域周辺は、本計画の区域区分のうち東部景観区域(景観形成区域)に属している。

表 2-2.144 枚方市景観計画の概要

項目	概要
景観計画の区域	<p>「景観計画の区域」は枚方市全域とし、一般区域、景観形成区域、景観重点区域に3区分している。</p> <p>一般区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成をめざし、地域の特性を活かした景観の形成を図る区域。</p> <p>景観形成区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要がある、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。河川、道路、東部に分割される。</p> <p>景観重点区域：景観計画区域のうち、良好な景観の形成を特に推進する必要がある、重点的に良好な景観を保全・創出しながら、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域。</p>
景観づくりの基本方針	<p>『豊かな自然や歴史』をまもるために 枚方を象徴する自然風景や市街地に残る自然資源を守り活かす 歴史的景観を守り、まちの記憶・地域の個性として活かす</p> <p>『快適な地域環境』をはぐくむために 自然が息づき、人々があたたかい“ぬくもり”を感じあえる場を創る 個性を活かしたゆとりある美しいまちなみを育む まちの景観を乱すものを取り除く 高齢者や障害者にやさしい地域環境を育む</p> <p>『都市的な魅力』をつくるために にぎわいと風格のある都市核を創る 生活を楽しみ文化に触れる地域の拠点をつくり育てる 四季のいろあいや一日の時のうつろいに変化する表情を楽しむ都市を演出する</p>
景観形成区域別の景観形成の方針	<p>東部景観区域</p> <p>生駒の山なみと調和したまちづくりの推進 枚方を代表する豊かな自然環境の保全と自然との交流空間の整備 地域の骨格となる道路整備に伴う沿道景観の形成</p>

(12) 文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況

文化財保護法（昭和25年法律第214号）並びに京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）、京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）、京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）、京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）及び京田辺市文化財保護条例（昭和50年京田辺市条例第11号）並びに大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号）及び枚方市文化財保護条例（平成5年枚方市条例第27号）に基づく、指定又は登録、暫定登録は、京田辺市では74件、枚方市では64件となっている。

京田辺市及び枚方市の文化財等を表 2-2. 145に示す。

表 2-2. 145 京田辺市及び枚方市の文化財等

		種別		京田辺市		枚方市		
国指定・登録等文化財	有形文化財	建造物	重要文化財	11		4		
			登録		-		1	
		絵画		1				
		彫刻（国宝を含む。）		3			2	
	記念物	古文書		2			-	
		史跡（特別史跡を含む。）		1			4	
	名勝		1			-		
	重要美術品		2			-		
				府	市	府	市	
府指定・登録文化財・暫定登録文化財／市指定・登録文化財	有形文化財	建造物	指定	1	-	7	7	
			登録	5	-	-	3	
		美術工芸品	絵画	暫定登録	10	-	-	-
				彫刻	指定	2	12	1
				登録	1	-	-	-
			工芸品	指定	-	-	1	4
				登録	-	-	-	-
			書跡・典籍	指定	-	-	-	1
				登録	-	-	-	-
			古文書	指定	1	-	-	1
	登録	1		-	-	-		
	考古資料	指定	1	3	1	1		
		登録	-	-	-	-		
	歴史資料	指定	-	-	-	2		
		登録	-	-	-	-		
	民俗文化財	有形	指定	-	-	-	4	
			登録	-	-	-	-	
		無形	指定	1	4	-	-	
			登録	-	-	-	-	
	記念物	史跡	指定	1	3	3	4	
登録			-	-	-	-		
暫定登録			1	-	-	-		
天然記念物		指定	-	-	2	-		
	登録	-	-	-	-			
文化財環境保全地区		決定	6	-	-	-		
合計				74		64		

注 1. 京田辺市は平成 28 年 10 月 1 日現在、枚方市は平成 28 年 11 月 1 日現在。

京都府暫定登録文化財については平成 29 年 11 月 15 日現在。

注 2. 重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は含んでいない。

注 3. 建造物は件数であり、棟数ではない。

注 4. “-” は該当なしを示す。

出典：「京都府内文化財件数一覧」（京都府ホームページ）

：「第 2 回京都府暫定登録文化財一覧（平成 29 年 11 月）」（京都府ホームページ）

：「枚方市内の文化財」（枚方市ホームページ）

：「枚方市登録文化財」（枚方市ホームページ）

調査地域周辺の文化財一覧を表 2-2. 146に、埋蔵文化財一覧を表 2-2. 147に、文化財位置を図 2-2. 46に、埋蔵文化財位置図を図 2-2. 47に示す。調査地域周辺には建造物や美術工芸品などの文化財が68件、遺跡や古墳などの埋蔵文化財が147箇所分布している。

表 2-2. 146(1) 調査地域周辺の文化財一覧

番号	種別等			名称				
1	国指定	京田辺市	有形文化財	建造物	佐牙神社本殿			
2					酬恩庵、酬恩庵本堂、方丈及び玄関、庫裏、東司、浴室、鐘楼			
3					白山神社本殿			
4					法泉寺十三重塔			
5					澤井家住宅（京都府綴喜郡田辺町）			
6					美術工芸品	絵画	絹本著色一休和尚像	
7							彫刻	木心乾漆十一面観音立像（本堂安置）
8								木造一休和尚坐像
9								木造千手観音立像
10							古文書	後花園天皇宸翰女房奉書
11					二条家文書（即位灌頂）			
12					記念物	名勝	酬恩庵庭園	
13							史跡	大住車塚古墳
14					国認定	重要美術品	極楽寺九重石塔	
15							白山神社石灯籠	
16	国指定	枚方市	有形文化財	建造物	巖島神社末社春日神社本殿			
17					美術工芸品	彫刻	木造降三世軍荼利明王立像	
18	府指定	京田辺市	有形文化財	建造物	酬恩庵虎丘庵・総門・中門			
19					美術工芸品	彫刻	木造牛頭天王立像	
20							木造十一面観音立像	
21							古文書	一休宗純関係資料
22								考古資料
23							記念物	史跡
24					枚方市	有形文化財	建造物	正俊寺石造十三重塔
25	記念物	史跡	伝王仁墓					
26	府登録	京田辺市	有形文化財	建造物	咋岡神社本殿			
27					朱智神社本殿			
28					棚倉孫神社本殿			
29					美術工芸品	彫刻	木造大応国師坐像	
30							古文書	大徳寺文書
31	府暫定登録	京田辺市	有形文化財	美術工芸品	絵画	絹本著色釈迦十六善神像		
32						絹本著色仏涅槃図		
33						絹本著色仏涅槃図		
34						絹本著色松源崇嶽像 応仁三年一休宗純の賛がある		
35						絹本著色宗峰妙超像 一休宗純の賛がある		
36						絹本著色宗峰妙超像 寛正二年一休宗純の賛がある		
37						絹本著色徹翁義亨像 一休宗純の賛がある		
38						絹本著色言外宗忠像 一休宗純の賛がある		
39						絹本著色華叟宗曇像 自賛がある		
40						絹本著色没倫紹等像		
41						記念物	史跡	酬恩庵（一休寺）境内

表 2-2. 146(2) 調査地域周辺の文化財一覧

番号	種別等			名称			
42	市指定	京田辺市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	
43						木造大日如来坐像	
44						木造阿弥陀如来坐像	
45						木造阿弥陀如来及び両脇侍像	
46						木造阿弥陀如来立像	
47						木造十一面観音立像	
48						木造薬師如来立像	
49						木造降三世明王・金剛夜叉明王立像	
50						木造不動明王立像	
51						木造阿弥陀如来立像	
52						木造薬師如来及び両脇侍像	
53						考古資料	金環(山崎2号墳出土)
54							石棒
55							武人埴輪(堀切7号墳出土)
56	記念物	史跡	薬師山古墳				
57			ゴロゴロ山古墳				
58			シオ1号墳(平塚)				
59	枚方市	有形文化財	美術工芸品	彫刻	尊延寺木造不動明王立像		
60					尊延寺木造四大明王像のうち大威徳明王坐像・金剛夜叉明王立像		
61					尊延寺木造地藏菩薩立像		
62					工芸品	大般若経附唐櫃	
63					書跡・典籍	尊延寺大般若経	
64					民俗文化財	有形	三之宮神社の湯釜
65	市決定	京田辺市	文化財環境保全地区		棚倉孫神社文化財環境保全地区		
66			咋岡神社文化財環境保全地区				
67			主智神社文化財環境保全地区				
68			酬恩庵文化財環境保全地区				

注1. 番号は、図 2-2. 46 に対応している。

注2. 国認定とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号)附則第4条の規定により、なお効力を有するとされた旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律43号)第1条の規定により認定されているものである。

出典: 「京都府文化財総合目録」(京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS)

: 「京田辺市の教育 平成28年版」(京田辺市教育委員会)

: 「枚方市文化財分布図」(平成25年3月、枚方市)

表 2-2. 147(1) 調査地域周辺の埋蔵文化財一覧

番号	市	名称	番号	市	名称
1	京田辺市	ゴロゴロ山古墳 (茶臼塚・釈迦山)	49	京田辺市	松井横穴群
2		稲葉遺跡	50		松井横穴群
3		遠藤遺跡	51		松井窯跡群
4		奥山田池遺跡	52		上西野遺跡
5		王居谷古墳群	53		上谷浦遺跡
6		岡村遺跡	54		城ヶ前遺跡
7		屋敷田遺跡	55		城山遺跡
8		下司館跡	56		新宮社東遺跡
9		河原遺跡	57		新宮前遺跡
10		観音山古墳	58		新宮前館跡
11		観音寺東遺跡	59		新宗谷館跡
12		観音寺東館跡	60		神奈備寺跡
13		久保田遺跡	61		薪遺跡
14		宮ノ下遺跡	62		薪城跡
15		宮ノ後遺跡	63		水取城跡
16		宮ノ口遺跡	64		杉谷遺跡
17		虚空蔵谷遺跡	65		西薪遺跡
18		橋折遺跡	66		西平川原遺跡
19		興戸遺跡	67		西野遺跡
20		興戸丘陵西遺跡	68		西羅遺跡
21		興戸丘陵東遺跡	69		貢谷遺跡
22		興戸宮ノ前遺跡	70		貢谷古墳群
23		興戸城跡	71		川原谷遺跡
24		興戸廃寺	72		草路城跡 (草内城跡)
25		桑町遺跡	73		多々羅遺跡
26		鍵田遺跡	74		打垣内遺跡
27		古屋敷遺跡	75		大住車塚古墳 (チコンジ山・智光寺山)
28		御家遺跡	76		大住南塚古墳
29		交野ヶ原窯跡群	77		大將軍遺跡
30		口駒ヶ谷遺跡	78		大西館跡
31		口仲谷古墳群	79		大切遺跡
32		向山遺跡	80		棚倉孫神社遺跡
33		向谷遺跡	81		地内山遺跡
34		高ヶ峯遺跡	82		竹ノ脇遺跡
35		高井鎌遺跡	83		中山田遺跡
36		佐牙垣内遺跡	84		中山田古墳群
37		三山木遺跡	85		直田遺跡
38		三山木廃寺	86		天王畑城 (普賢寺城跡)
39		三本木遺跡	87		天理山古墳群
40		三野遺跡	88		伝道林遺跡
41		山崎遺跡	89		田中西遺跡
42		志保遺跡	90		田中東遺跡
43		七瀬川遺跡	91		田辺遺跡
44		芝山遺跡	92		田辺城跡
45		小欠古墳群	93		田辺天神山遺跡
46		小田垣内遺跡	94		都谷遺跡
47		小田垣内北遺跡	95		都谷北遺跡
48		小林遺跡	96		塔ノ脇遺跡

表 2-2. 147(2) 調査地域周辺の埋蔵文化財一覧

番号	市	名称	番号	市	名称
97	京田辺市	東角田遺跡	127	枚方市	シオ古墳群
98		東林遺跡	128		巖島神社遺跡
99		南垣内遺跡	129		荒坂山砦跡
100		南山遺跡	130		杉遺跡
101		南山城跡（浅井城跡）	131		杉中責谷遺跡
102		二又遺跡	132		正俊寺遺跡
103		尼ヶ池遺跡	133		尊延寺遺跡
104		白山遺跡	134		長尾遺跡
105		畑山遺跡	135		長尾播磨谷遺跡
106		八河原遺跡	136		長尾病院遺跡
110		北ノ谷古墳群	137		長尾風呂ヶ谷遺跡
111		堀切 10 号墳	138		津田三ツ池遺跡
112		堀切 11 号墳	139		津田城遺跡 国見山地区
113		堀切 1 号墳	140		津田城遺跡 城坂地区
114		堀切 3 号墳	141		津田城遺跡 本丸山地区
115		堀切 5 号墳	142		藤阪宮山遺跡
116		堀切 6 号墳	143		藤阪大亀谷遺跡
117		堀切 7 号墳	144		藤阪東遺跡
118		堀切 8 号墳	145		普賢寺城跡
119		堀切 9 号墳	146		穂谷遺跡群
120	茂ヶ谷遺跡	147	穂谷古墳		
121	木原城館跡				
122	野上遺跡				
123	野神遺跡				
124	薬師山遺跡				
125	薬師山古墳（高塚）				
126	狼谷遺跡（小谷遺跡）				

注. 番号は図 2-2. 47 に対応している。

出典：「遺跡マップ」（京都府・市町村共同統合型地理情報システム GIS）

：「枚方市文化財分布図」（平成 25 年 3 月、枚方市）

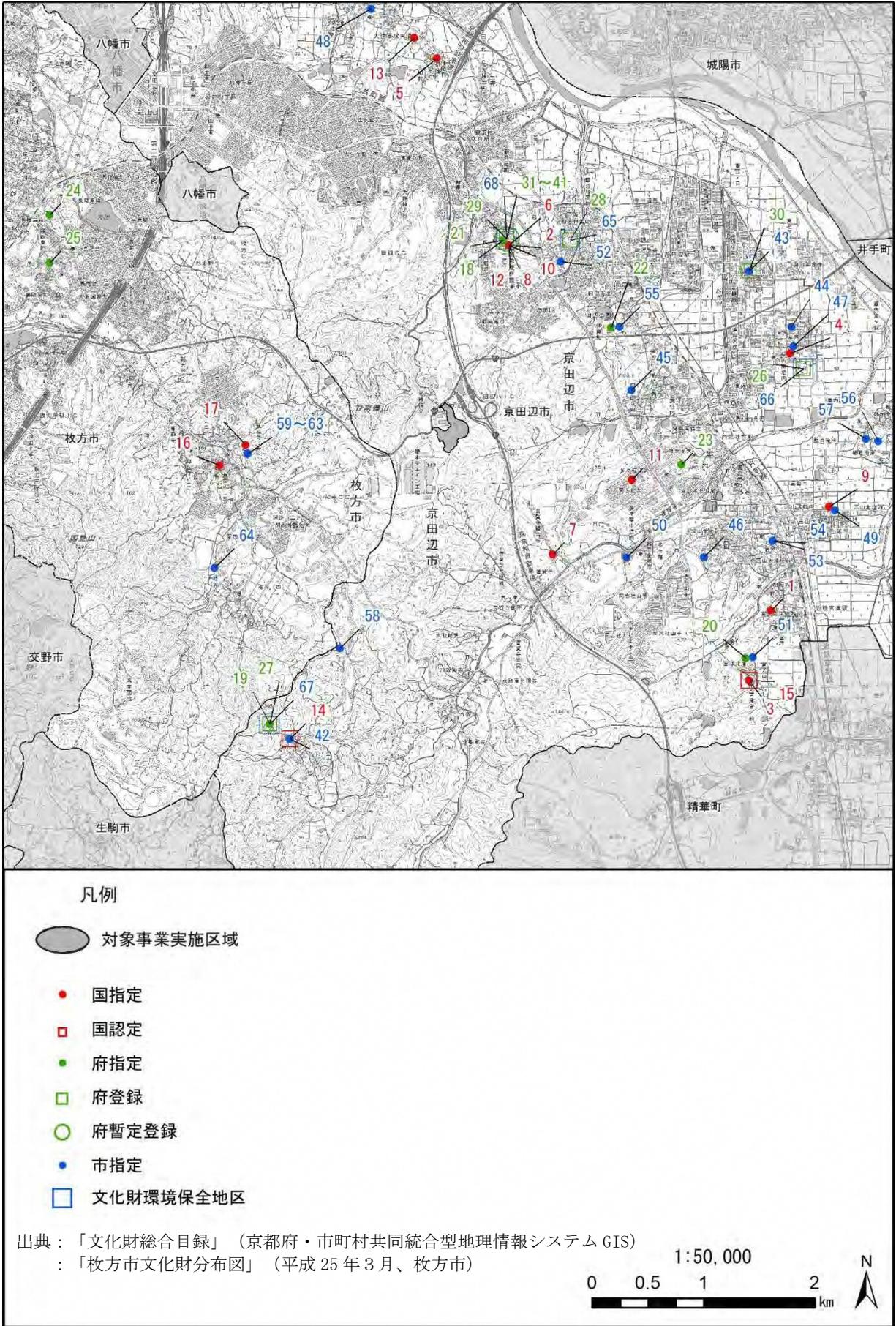


図 2-2. 46 文化財位置図

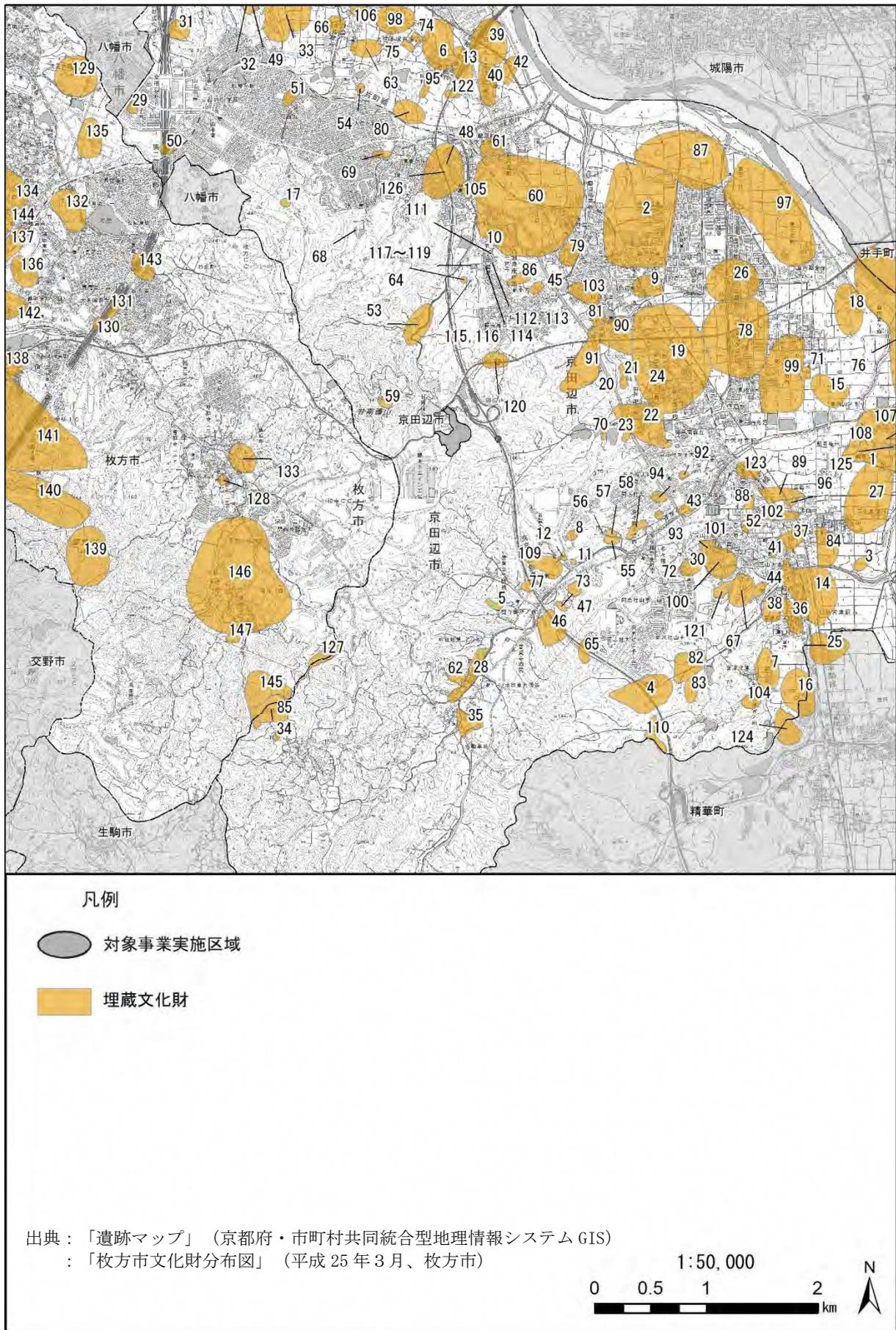


図 2-2.47 埋蔵文化財位置図